

2016年度
地方創生と一億総活躍社会の実現に向けた
規制・制度改革の意見 50



平成 28 年 5 月 10 日

日本商工会議所

目 次

基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

I. 中小企業の活力強化・生産性向上 (10件)

1. 創業・起業・ベンチャーの支援 (6件)・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

2. 科学技術・知的財産の活用 (4件)・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

II. 地方創生 (26件)

1. 観光産業の振興 (9件)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

2. 強い農林水産業づくり (7件)・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

3. 地域の安心・安全を支えるまちづくり (6件)・・・・・・・・ 24

4. 対日投資の促進 (4件)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

III. 一億総活躍社会の実現 (10件)

1. 労働力不足対策への対応 (7件)・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

2. 子育て世代、高齢者、障害者が活躍する社会への環境整備 (3件) ・・・ 37

IV. 規制・制度改革の推進 (4件)・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

V. 「地方版規制改革会議」の設置促進 (1件)・・・・・・・・ 43

基本的考え方

- 現在、わが国は、「人口減少」と「地方の疲弊」という極めて深刻な構造的な課題に直面している。わが国経済を持続的な成長軌道に乗せ、名目GDP 600兆円を実現するためには、潜在成長率が0%台半ばまで低下している現実を直視し、人口減少による供給制約を乗り越える強力なサプライサイド政策・構造改革を、腰を据えて粘り強く断行していくことが不可欠である。
- 規制・制度改革は、新市場創出、国内投資拡大、雇用促進、生産性向上などに繋がる最も有効な手段であるが、医療、農業、労働等の分野では、未だ“岩盤規制”が残り、成長の障害となっている。また、わが国の煩雑で時間がかかる行政手続きは、内外からの投資拡大、生産性向上を阻害している。
- また、地方に目を転じると、地方創生が、これまでの計画段階から実行段階に移り、全国各地で具体的な挑戦がスタートしているが、地方分権の進展に伴い地方自治体の自治事務が増え、国の関与が及ばない条例等による独自規制が足かせとなるケースもある。これらの規制は、現在、政府が設置を推奨している「地方版規制改革会議」による解決が効果的であり、今後全国の地方自治体での設置が期待されている。
- このため、国と地方が連携し、規制・制度改革や行政手続きの効率化を、定量目標を持って計画的に進め、安倍政権が目指す「世界で一番ビジネスがしやすい国」の実現に向けた環境を整備する必要がある。
- 以上の認識に立ち、今年度の意見書は、過去3回に亘り要望してきた項目のうち未だ実現していない項目に、事業者へのヒアリングによる新規項目を加え、さらに「地方版規制改革会議」において取り扱うべき項目の事例をとりまとめた。国および地方自治体においては、地域経済の中核的な役割を担う中小企業や地域の挑戦の足かせとなっているこれらの規制について早期に見直す必要がある。
- 日本商工会議所は、中小企業が全国津々浦々で力強く事業に挑戦できる環境整備が、“地方創生”ひいては“一億総活躍社会”の実現に繋がると考える。今後も、中小企業や地域の生の声を収集し、規制・制度改革について具体的な意見を申し述べるとともに、中小企業、地域、ひいては日本経済の発展のために尽力していく所存である。

【参考】世界における日本のビジネス環境の競争力

【世界銀行 ビジネス環境ランキング（OECD34ヶ国内順位）】

○日本再興戦略におけるKPI目標＝「**2020年までに3位以内**」

○実績順位

2015年版	2016年版
19位	24位

① ニュージーランド	⋮
② デンマーク	⑳ スペイン
③ 韓国	㉒ 日本
④ 英国	㉓ チェコ
⑤ 米国	⋮

I. 中小企業の活力強化・生産性向上

(注) 【要望内容】の末尾にある略号は以下を表す。

- 新規：新規の要望項目（21件）
㉗：平成27年度の意見書に記載した項目（27件）
㉘：平成26年度の意見書に記載した項目（3件）

1. 創業・起業・ベンチャーの支援

①患者数が少なく臨床試験が困難な希少疾病向けの医薬品・医療機器開発の承認期間を短縮化すること

【要望内容】

希少疾病向けの医療機器等開発の承認期間の短縮化【厚生労働省】（新規）

【理由】

稀少疾患向けの医薬品や医療機器の開発は、承認までのコストや期間の予測がつかず、企業の研究開発が滞る原因となっている。そのため、国際先端テストにかけ、諸外国並みの医薬品・医療機器の開発ガイドラインを整備し、承認までの期間を短縮化することが求められる。

(注) 新薬の開発プロセスには、①基礎研究2-3年、②非臨床試験（動物実験など）3-5年、③臨床試験（治験）3-7年、④承認申請と審査1-2年の計9-17年の年月が必要（出典：テキストブック製薬産業2012）

(注) 希少疾病とは、薬事法77の2および薬事法施行規則251条において、「対象患者数が本邦において5万人未満であること」と定められている。希少疾病の例：甲状腺がん、成人T細胞白血病・リンパ腫、特発性拡張型心筋症

②再生医療等製品と同様に希少疾病向け医療機器等における「条件・期限付き承認制度」を創設すること

【要望内容】

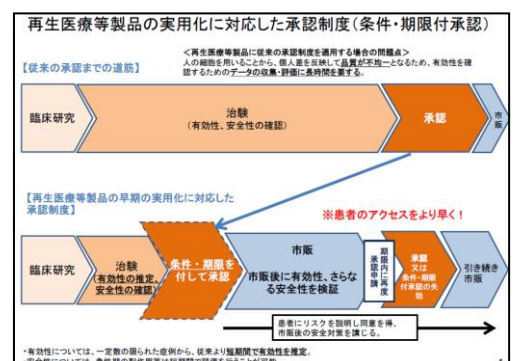
再生医療等製品と同様に希少疾病向け医療機器等における「条件・期限付き承認制度」の創設【厚生労働省】（㉗）

【理由】

医薬品や医療機器の開発は、承認までに相当な時間とコストを要するため、特に中小企業においては資金難に陥ることが多い。また、稀少疾病の場合はそもそも患者数が少なく対象患者を集めることが難しいことから、開発を途中で断念せざるを得ないケースが多い。

中小企業による医療機器や医薬品開発を促し、国際競争力を強化するため、医療機器等についても「条件・期限付き承認制度」を創設するべきである。

(注) 平成26年11月の薬事法改正で、再生医療等製品については、安全性が認められ有効性が推定されれば、一定の条件・期限を付して製造販売許可を与える「条件・期限付き承認制度」が創設された。



再生医療等製品における条件・期限付承認制度(厚生労働省HPより)

③高齢者等の理・美容ニーズに応えるため「理・美容車」の許可基準の 地方自治体向けガイドラインを国が作成すること

【要望内容】

「理・美容車」に関する国による統一基準の設定【厚生労働省】 (27)

【理由】

理容業・美容業では、店舗とは別に、移動車両を活用したサービスの提供が認められている。しかしながら、地方自治体によって店舗型の「理・美容所」最低面積基準を、そのまま「理・美容車」にも適用しているケースがあり、都市部などの駐車スペースの狭い場所で理・美容車を駐車できず、在宅介護が必要な高齢者等からの注文に応えられないといった事態が発生している。また、その基準も、都道府県によってさまざまとなっていることから、国が統一的な基準を示すガイドラインを作成する必要がある。

(注)「規制の簡素合理化に関する調査」(平成26年10月14日、総務省)によれば、調査を行った11都道府県等のうち9都道府県等で、店舗型の理・美容所と同様の床面積の最低面積基準を、そのまま理・美容車にも適用している。また、4都道府県等では、理・美容車における洗髪等に必要な設備として、通常の店舗型の理・美容所にはない給水タンクおよび給水タンクと同容量以上の排水タンクを備えることとしている。

区分	都道府県等数	床面積の最低基準	
		店舗型	理・美容車
店舗よりも基準を緩和	2	10.0㎡	5.1～5.6㎡
店舗の基準と同様	2	6.0～9.9㎡	6.0～9.9㎡
	2	9.0㎡	9.0㎡
	2	9.9㎡	9.9㎡
	2	13.0㎡	13.0㎡
	1	13.2㎡	13.2㎡

11 都道府県の条例における理・美容車の床面積の最低基準(厚生労働省調査より)

(注)平成27年12月7日の規制改革会議投資促進等ワーキンググループにて、本意見が取り上げられており、引き続き検討されているため、今年度も継続して要望する。

(注)「理・美容車」の実例(2tトラック、広さ約10㎡)



(写真提供:NPO 法人日本理美容福祉協会三重県中部センター きれいや)

④ゴルフバーを風営法の対象外とし、深夜0時以降の営業を認めること

【要望内容】

ゴルフバーを風営法の対象から除外とすること【警察庁】（新規）

【理由】

シュミレーションゴルフを設置したゴルフバーは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営法）の8号営業に該当するとされ、深夜0時（条例で定められている地域は深夜1時まで）以降の営業が禁止されている。

しかし、8号営業は「本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊戯に用いることができるもの」とされているが、シュミレーションゴルフは、スロットマシンやゲーム機等とは異なり、ゴルフ以外には使えず、「射幸心をそそる」ものではない。

増加するインバウンド需要を取り込み、飲食業の売上増加に繋げるためにも、ゴルフバーを風営法の対象外とし、深夜0時以降の営業を認めるべきである。

(注) 平成27年6月24日改正風営法が公布され、客にダンスをさせる営業(ダンスホール等)が風営法の対象外となった(平成28年6月23日施行)。

(注) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

(用語の意義)

第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

～略～

八 スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）

～略～

第十三条 風俗営業者は、午前零時（都道府県が習俗的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日にあつては当該事情のある地域として当該条例で定める地域内は午前零時以後において当該条例で定める時、当該条例で定める日以外の日にあつては午前一時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として政令で定める基準に従い都道府県の条例で定める地域内に限り午前一時）から日出時までの時間においては、その営業を営んではならない。

(注) 「新たな形態の8号営業の扱いについて」（警察庁生活安全局生活環境課長）により、シュミレーションゴルフを導入したゴルフバーは風営法における8号営業に該当する（ただし遊戯面積が客席面積に対して10%を超えない場合は風俗営業の許可は不要）旨通知され、各管区警察局、警視庁、各都道府県警はそれに基づき運用をしている。

⑤個人事業主であるスナック、パブ等が切れ目なく営業しながら事業拡大のために法人化できるよう、風俗営業の許可の手続きを見直すこと

【要望内容】

スナック、パブ等が切れ目なく営業しながら、法人化できるようにすること【警察庁】（新規）

【理由】

風営法の許可を受けたスナック、パブ等を営む個人事業主が法人化する場合、一度個人事業主としての営業を廃止し、改めて法人としての許可を取り直さなければならない。

また、警察庁は、風俗営業許可の標準処理期間の目安を「55日以内」としており、この目安どおりの期間で処理している都道府県において法人化しようとするれば、約2ヶ月間営業ができず、大きな売り上げの減少となってしまふ。

個人から法人に名義が変わるだけで、提供するサービスや店舗の内装・外装が変わらないにもかかわらず、約2ヶ月間営業できないことは不合理である。例えば、法人名義の新規営業許可申請を提出し、許可がおりてから個人名義の事業所の廃業届を提出することが可能な通常の飲食店と同様に、スナック、パブ等についても切れ目なく営業しながら法人化できるようにするべきである。

(注) **自治体によって異なるものの、通常の飲食店の場合は概ね、保健所にて法人名義の新規営業許可申請を提出し、許可がおりてから個人名義の事業所の廃業届を提出することで、切れ目なく営業ができる。**

(注) 警察庁HPに「モデル審査基準又は標準処理期間等が作成されている許認可等一覧表」（平成24年4月1日現在）が示されており、各都道府県公安委員会は、これに基づき風俗営業許可等の審査基準を定めている。同一覧表にて、風俗営業許可の標準処理期間の目安を「55日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める」と示している。

⑥地域における創業促進のため、開業手続きのワンストップセンターを全国に設置すること

【要望内容】

開業手続きに関する相談業務や各種手続きの支援を総合的に行うワンストップセンターを、全国各地に設置【法務省、国税庁、厚生労働省、経済産業省】 (27)

【理由】

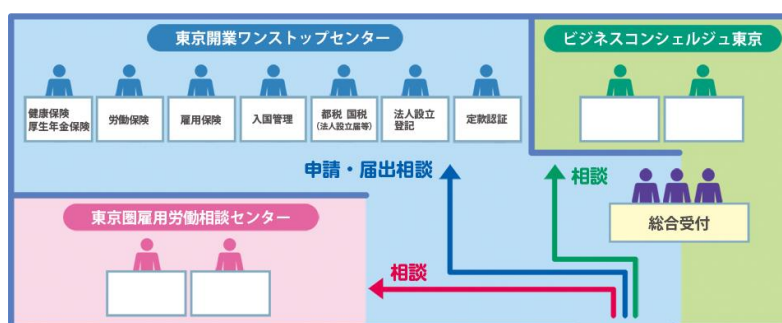
地域における創業は、地域に仕事と雇用を生み、疲弊する地域経済の活性化を実現する。しかし、開業手続きが煩雑であることが、地域における創業が低迷する一因となっている。

国家戦略特区として指定された東京都には、平成 27 年 4 月 1 日、登記、税務、年金・社会保険等の法人設立および事業開始時に必要な各種の申請や外国人の在留資格認定証明書交付申請のための窓口を集約し、関連する相談業務や各種手続きの支援を総合的に行う「東京開業ワンストップセンター」および、東京での事業展開を目指す外国企業等のビジネスマッチングや生活面の相談等にバイリンガルの相談員がワンストップで対応する「ビジネスコンシェルジュ東京」が設置された。

地方における創業を活性化させるためにも、地方にもこのような「ワンストップセンター」を設置する必要がある。

(注) 公証人は公証役場において職務を行う必要があるが、国家戦略特区内においてはその要件が緩和されており、特区内に設置する「ワンストップセンター」で行うことが可能となっている。

(注) 「東京開業ワンストップセンター」見取り図および内部の様子



(東京都 HP より)

2. 科学技術・知的財産の活用

①自動車や農業用トラクター等の自動走行システムを実現するための法制度を整備すること

【要望内容】

自動車や農業用トラクター等の自動走行システムを実現するための法制度の整備【警察庁・国土交通省】（新規）

【理由】

交通事故の削減、高齢化の進展に伴う高齢者の安心・安全な移動や、農業の競争力強化等のために、自動走行システムの実現が期待されている。同システムの実現に向け、国際的な議論の動向を踏まえつつ、道路交通法等わが国の法制度を整備する必要がある。

(注) 国家戦略特区ワーキンググループ関係省庁等からのヒアリング（平成 27 年 3 月 13 日）資料

自動走行システムの分類と法制度の関係性について（抜粋）

レベル 1：加速・操舵・制動のいずれかの操作を自動車が行う状態

レベル 2：加速・操舵・制動のうち複数の操作を一度に自動車が行う状態

レベル 3：加速・操舵・制動を全て自動車が行う状態（緊急対応時：ドライバー）

レベル 4：加速・操舵・制動を全て自動車（ドライバー以外）が行う状態

準自動走行システム（レベル 3 まで）については、現行法令や国際法に抵触することなく導入が可能であると考えられている。一方、完全自動走行システム（レベル 4）については、これまで世界的に理解されている「自動車」とは全く異なるものとなることから、その導入に当たっては、自動車が道路を無人で走行することについての社会受容面の検討がなされるとともに、国際的な議論の動向も踏まえ、法制度面について検討していく必要がある。

(注) 道路交通法

第 70 条

車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。

(注) 「日本再興戦略」改訂 2015 では「自動走行システムについては、グローバル市場での競争力強化、交通事故の削減、高齢化の進展への対応等の我が国の抱える課題を踏まえ、2020 年代後半以降に完全自動走行の試用開始を目指す」とされている。



公道での自動運転



テスト車両

写真：国土交通省「国内外における最近の自動運転の実現に向けた取組概要（トヨタ自動車）」

②中小企業の知財活用を推進するため、特許料の減免制度の対象拡大等を図ること

【要望内容】

- ア. 出願経験の乏しい中小企業の特許料金を1/4に減免
- イ. 特許料の減免制度の対象拡大
 - ・資本金3億円以下で、赤字あるいは設立10年未満の企業
 - 従業員300人以下の企業を一律対象に
- ウ. 実用新案、意匠、商標についても、特許料の減免制度と同様の制度を導入すること【特許庁】（アは新規、イウは⑦）

【理由】

ヒト・モノ・カネ・情報など、さまざまな面で制約を抱える中小企業は知的財産を経営に結びつける取り組みは不十分であり、中小企業の知財活用の後押しが求められる。そのため、米国のマイクロエンティティ制度を参考に、出願経験の乏しい中小企業については料金を1/4に減免すべきである。

また、国内および国際出願における特許料等の減免制度について、米国のスモールエンティティ制度を参考に、300人以下の中小企業は一律に利用できるようにすべきである。

さらに、実用新案、意匠、商標についても、特許料の減免制度と同様の制度を導入すべきである。

(注)平成26年4月より、従業員20人以下の小規模事業者、設立10年未満の中小・ベンチャー企業に対し、審査請求料、特許料（1～10年分）、国際出願手数料等が1/3に軽減されている。

(注)アメリカには従業員500人以下であれば特許料等が1/2になるスモールエンティティ制度、出願経験の乏しい事業者については特許料等が1/4になるマイクロエンティティ制度がある。

③知財の活用を推進するため、特許の出願、審査請求、早期審査、減免制度の申請を一括でできるようにすること

【要望内容】

- 出願、審査請求、早期審査、減免制度の一括申請【特許庁】（⑦）

【理由】

知的財産権の取得手続きを簡単かつわかりやすくするため、出願、審査請求、早期審査、減免制度について、各段階で個別の書類の提出を求める現在の方式を改め、一括で簡易に申請できる仕組みを導入する必要がある。例えば、申請様式を該当事項にチェックを入れる方式にするとともに、申請要件等については宣誓（注参照）に変更し、添付する証明書類を削減することなどが考えられる。

(注)アメリカでは、申請書類に中小企業である旨を宣誓（該当の要件項目にチェック）すれば、費用減免の対象になる。

④模倣品の輸入差止めの申立書に添付する特許庁の判定書の発行期間を短縮化すること

【要望内容】

模倣品の輸入差止めの申立書に添付する特許庁の判定書の発行期間の短縮化【特許庁】 (㉗)

【理由】

模倣品の差止めには、輸入差止申立書制度が一定の効果があるが、特許庁の判定書を添付するケースにおいて、発行されるまでの期間が長いとの指摘がある。事業者の模倣品被害を一刻も早く止めるため、その発行期間を短縮化する必要がある。

(注) 輸入差止申立制度とは、知的財産のうち、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権及び育成者権を有する者または不正競争差止請求権者が、自己の権利を侵害すると認める貨物が輸入されようとする場合に、税関長に対し、当該貨物の輸入を差し止めを求め、「認定手続」を執るべきことを申し立てる制度。《関税法第 69 条の 13》

(注) 判定制度とは、特許発明や実用新案の技術的範囲、登録意匠や類似意匠の範囲、商標権の効力の範囲に対して、特許庁が、判定対象の権利侵害の可能性について、厳正・中立的な立場から判断を示す制度。特許庁が判定請求書を受理した後、**判定書送達まで6ヶ月（最短で3ヶ月）とされる。**

Ⅱ. 地方創生

1. 観光産業の振興

(1) 観光資源の開発・活用

①地域に観光客を呼び込むため「歴史的建造物の復元に関する基準」を緩和すること

【要望内容】

「歴史的建造物の復元に関する基準」を緩和すること【文化庁】（新規）

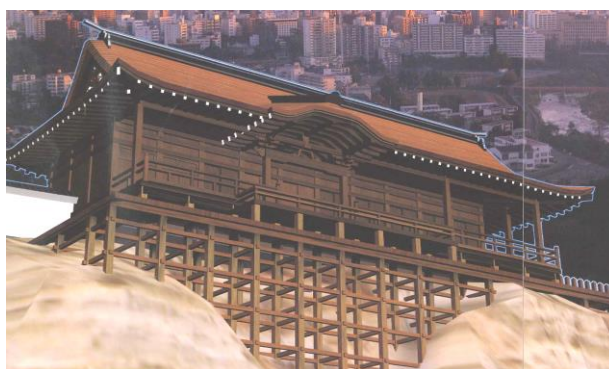
【理由】

国の史跡になっている城跡などの歴史的建造物の復元について、文化庁は、「史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準（非公開）」に基づきその可否を判断しているが、自治体等からは、文化庁が同基準に基づき行う指導（復元しようとする建造物の「遺構」「指図（設計図）」「写真」の3項目が不可欠）が厳格であるため、地域の歴史的建造物の復元ができない、との声があがっている。

例えば城跡の場合、石垣だけで観光客、特にインバウンドを呼び込むことは難しく、厳格な基準や運用によって地域の大きな観光資源となり得る多くの歴史的建造物の復元できないことが、地域にとって大きな損失となっている。

したがって、地域に点在する歴史的建造物の復元を容易にすることで、文化財を中核とする観光拠点を全国に整備し、文化資源を活用した経済活性化を図るためにも、「歴史的建造物の復元に関する基準」を緩和する必要がある。

（注）遺構、指図、写真の3項目が備わっていないため、仙台城では懸造（かけづくり）、徳島城は天守の復元ができない。



仙台城の懸造の復元イメージ
（仙台商工会議所作成「仙台城復元基本計画」より）

②地域資源を活用したユニークなデザインの歩行者用信号機の設置を認めること

【要望内容】

地域資源を活用したデザインの歩行者用信号機の設置を認めること

【警察庁】（新規）

【理由】

道路交通法により、歩行者用信号機の形は「人の形の記号を有する」とされているが、地域資源（例えば、地元出身の人物、有名なキャラクター、名産品）に由来した信号機のデザインを可能にすることで、地域の知名度向上と、それに伴うインバウンドをはじめとする観光客の増加が期待できる。

(注) 道路交通法施行令
(信号の意味等)

第二条 法第四条第四項に規定する信号機の表示する信号の種類及び意味は、次の表に掲げるとおりとし、同表の下欄に掲げる信号の意味は、それぞれ同表の上欄に掲げる信号を表示する信号機に対面する交通について表示されるものとする。

(以下、抜粋)

人の形の記号を有する 青色の灯火・・・

人の形の記号を有する 青色の灯火の点滅・・・

人の形の記号を有する 赤色の灯火・・・

(注) 「忠犬ハチ公（秋田犬）」の故郷は秋田県大館市であることから、大館商工会議所および大館市は「忠犬ハチ公」を地元の観光資源として活用している。取り組みの一環として、「ハチ公」を信号機のデザインにすることを希望している（写真左および中央参照）。

また、平成26年11月、神奈川県は「さがみロボット産業特区」の周知広報を目的として、特区内の公園（公道ではない）に、特区のイメージキャラクターである「鉄腕アトム」を使用した歩行者用信号機を設置（写真右参照）。



ハチ公信号機のイメージ
(大館商工会議所、大館市作成)



鉄腕アトム信号機
(神奈川県 HP より)

なお、映画「ハチ公物語」は、2009年に「HACHI 約束の犬」（原題：Hachi: A Dog's Tale）としてアメリカ版にリメイクされヒットしたことから、大館市にインバウンドを呼び込む起爆剤となることが期待できる。

(注) 市区町村が交付する原動付き自転車等のナンバープレートは、観光振興などのため、市区町村の条例で独自のデザインを決定することができる。

<市区町村が独自にデザインしたナンバープレートの例>



羽田空港とボブスレーをPR
(大田区 HP より)



桃や梨などの果物の産地であることをPR
(福島市 HP より)

③国家戦略特区で認められている古民家等を活用した宿泊施設に対する旅館業法の特例措置について、その適用除外となる対象を広げるとともに、全国の希望する地域に拡大すること

【要望内容】

国家戦略特区に基づく指定区域における古民家等を活用した宿泊施設への特例措置に関して、以下の対策を講じること【厚生労働省】(27)

- ・最低客室数（現行：旅館5室以上、ホテル10室以上→1室以上）について追加の緩和措置を講じること
- ・すでに講じられている特例措置（玄関帳場の設置義務の適用除外）を含め、希望する地域へ適用拡大すること

【理由】

国家戦略特区に基づく指定区域では、旅館業法上で定められた帳場（フロント）の設置義務が緩和され、古民家や武家屋敷等の歴史的建造物を宿泊施設として活用することができるようになった。

新たな日本文化の発信や、増加するインバウンドへの対応を図るため、措置の拡充（最低客室数の撤廃）を行ったうえで、希望する全国へ適用拡大するべきである。

(注) 旅館業法第3条において、旅館業を営もうとする者は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。）の許可を受けなければならないとされている。また、同法第4条において旅館業の営業者は、営業の施設について、換気、採光、照明、防湿および清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置を講じなければならないとされている。

(注) ホテルおよび旅館は、旅館業法施行令第1条により、客室数・客室床面積・玄関帳場の設置等の基準が定められているが、国家戦略特区に基づく指定区域では、同法施行規則第5条第1項により、玄関帳場の設置が適用除外となっている。



兵庫県養父市における古民家を活用した旅館の例

④観光資源として水辺空間を有効活用するため、河川占用許可期間の延長（現行3年→10年）を早期実現すること

【要望内容】

民間事業者による河川占用許可期間の延長（現行3年→10年）の早期実現【国土交通省】（⑦）

【理由】

河川区域内に、観光施設として不可欠なオープンカフェやバーベキュー場等を設置する場合、河川法に基づき河川管理者から占用許可を受けなければならないが、占用許可期間が3年以内と定められているため、長期の利用を想定した営業ができない。民間事業者の創意工夫により河川空間を魅力的な観光資源とするため、現在、国土交通省で検討が進められている、河川法の河川占用許可期間を公益物件（公園、緑地、遊歩道、自然観察施設、船着場等）並みの10年以内に延長することについて、早期に実現するべきである。

（注）河川敷地の継続的な利用にあたっては、河川法（第24条）に基づき、河川管理者の許可を受けることが必要であり、その審査基準が河川敷地占用許可準則（第12）である。河川敷地の占用については、公共性または公益性を有する者を原則的な占用主体としているところであり、占有の特例として営業活動を行う事業者に占有を許可することとなることを踏まえ、3年以内を許可の期間としている

（注）**国土交通省は、平成28年3月2日～31日、民間事業者等の河川占用許可期間を10年以内に変更する準則の改正案に対するパブリックコメントを実施するなど、前向きに取り組んでいる。**



2013年10月に隅田川の河川敷に店舗をオープンしたコーヒーショップ

(2) 観光業の担い手確保

①第三種旅行業が募集型企画旅行を実施できる区域を拡大すること

【要望内容】

第三種旅行業が募集型企画旅行を実施できる区域の拡大【観光庁】（新規）

【理由】

地域の観光振興には、地域の観光資源を熟知した地元の中小旅行業者が旅行商品を提供していくことが重要である。しかし、登録業者数が最も多い第三種旅行業が募集型企画旅行を実施できる範囲は隣接市区町村等に限定されている。広域観光による魅力向上と関連産業への波及効果を高めるため、実施範囲を営業所が所在する都道府県内に拡大する必要がある。

（注）平成 26 年 4 月現在、第一種旅行業者は 696、第二種旅行業者は 2,777、第三種旅行業者は 5,625、地域限定旅行業者は 45 事業所。

（注）第 1 種旅行業：海外・国内の募集型企画旅行の企画・実施を行うことが可能

第 2 種旅行業：国内のみの募集型企画旅行の企画・実施を行うことが可能

第 3 種旅行業：営業所のある市町村およびこれに隣接する市町村に設定されている場合に限り、募集型企画旅行の企画・実施を行うことが可能

地域限定旅行業：営業所のある市町村およびこれに隣接する市町村に設定されている区域に限り、企画旅行、手配旅行等を行うことが可能。営業保証金の最低額、基準資産額は 100 万円。

②民泊サービスを提供する仲介事業者に関する法制度を整備すること

【要望内容】

民泊サービスを提供する仲介事業者に関する法制度の整備【観光庁・厚生労働省】（新規）

【理由】

民泊サービスは、宿泊サービスに多様な選択肢を与え、新たな宿泊需要を喚起し得るものであるが、現状、インターネットを通じて民泊サービスを提供する仲介事業者に対する責任が必ずしも明確になっておらず、衛生、治安、周辺住民とのトラブルといったさまざまな課題も存在している。そのため、部屋の貸し手が旅館業法や国家戦略特別区域法に基づき適正にサービスを提供しているかどうかの確認を求めるなど、仲介事業者に対する一定の規制が必要である。

また、その際、海外事業者に対する規制の実効性を担保することや、海外事業者が適用外となっている旅行業法との関係を整理する必要がある。

（注）訪日外国人が無保険のまま日本の医療機関にかかり、治療費を支払わぬまま帰国するというケースが多いため、訪日外国人に対して保険加入を義務付けるといったことも検討する必要がある。

③構造改革特区法等で認められている「旅行業務取扱管理者」が他の業種との兼任でも「地域限定旅行業」に登録できる特例措置を全国展開すること

【要望内容】

「旅行業務取扱管理者」が他の業種との兼任でも「地域限定旅行業」に登録できる特例措置を全国展開すること【観光庁】（㉗）

【理由】

ホテル・旅館や観光案内所、道の駅などが旅行商品を企画・販売し、地域におけるコンシェルジュ機能としての役割を果たせるよう、旅行業法における「地域限定旅行業」への参入促進を図る必要がある。そのため、旅行業法で定められる「旅行業務取扱管理者」が、旅行者等の他業種との兼任でも、「地域限定旅行業」への登録が可能となる特例措置を、特区等に限定することなく全国展開することが求められる。

- (注) 旅行業法において、旅行者は、各営業所ごとに、「旅行業務取扱管理者」の国家試験に合格した者を1名以上選任し、一定の管理および監督業務を行わせることが義務付けられている。
- (注) 旅行業法第十二条の二 4において、旅行業務取扱管理者は、他の営業所の旅行業務取扱管理者となることできないとされ、常勤専従する必要がある。
- (注) 地域限定旅行者が選任する旅行業務取扱管理者については、営業所への出勤状況、兼任する他業種の業務に従事している間も旅行者から依頼があれば速やかに当該旅行業務取扱管理者に連絡を行うための体制の構築状況等を総合的に勘案して当該旅行業務取扱管理者の業務を行うことに支障がないと地方公共団体が認め、内閣総理大臣に構造改革特別区域計画を申請し認定された場合には、認定された区域内に存する地域限定旅行者の営業所においては、選任する旅行業務取扱管理者について、他業種との兼任が認められる措置が講じられている。
- (注) 平成27年6月30日、ホットラインを通じ、国土交通省より、「～略～希望する地方公共団体が申請を行い、これについて所定の要件（営業所への出勤状況や不在時の連絡体制の構築等に鑑み、兼任を認めても支障がないと認められること）を満たすものとして内閣総理大臣の認定を受けることで適用されるものであるため、既に、【要望内容】にある「希望する全国へ適用拡大」は実現しているものと考えております。」との回答があったが、特区等に限定することなく全国展開することが求められる。

④構造改革特区法等で認められている「特例ガイド」の特例措置を全国展開すること

【要望内容】

通訳案内士以外の者による有償ガイドである「特例ガイド」の特例措置を全国展開すること【観光庁】(27)

【理由】

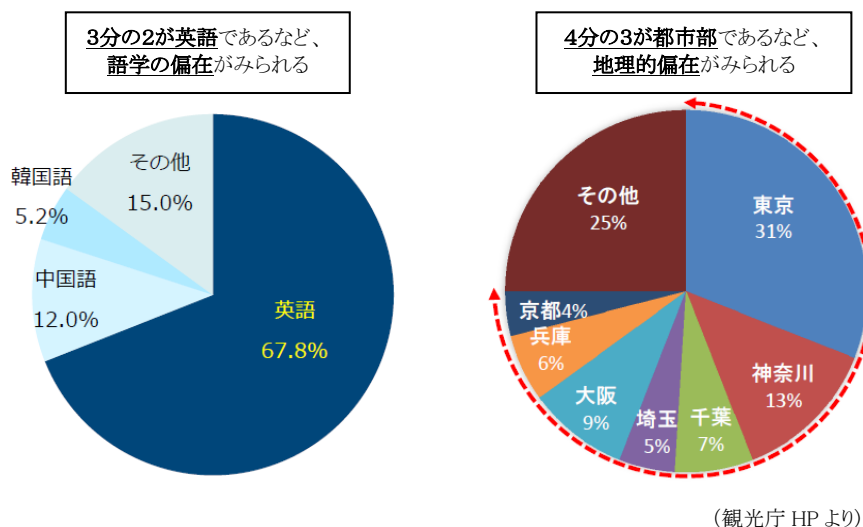
通訳案内士は、特に地方において不足しており、そのうち中国語、韓国語、タイ語といった言語を話せる者はさらに少ないため、増加する外国人旅行者に対して十分な観光ガイドを提供できていないとの声がある。

地域での“街歩き”や“食べ歩き”等、外国人旅行者の訪日観光に対するニーズも多様化しており、地域の地理・歴史・文化をよく知る人物による“地域限定”の観光ガイドを確保することで、急増するインバウンドにも対応できると考えられる。そのため、構造改革特区法等で認められている「特例ガイド」の特例措置を、特区等に限定することなく全国に展開する必要がある。

(注) 通訳案内士法では、外国人に対し外国語により有料で旅行に関する案内を業として行う場合には、通訳案内士試験(国家試験)に合格し、都道府県に登録しなければならないとされている(無資格者の有償ガイドは認められていない)。

(注) 通訳案内士の登録者数は19,033人(平成27年12月24日観光庁資料より)。一方、政府は、2020年に4,000万人、2030年に6,000万人の訪日外国人数の目標を掲げている。

(注) 登録案内士の言語別割合と都市部・地方部別割合



(観光庁 HP より)

(注) 平成27年6月30日、ホットラインを通じ、国土交通省より、「～略～地域の実情に応じたきめ細かな案内を行う「地域ガイド」が全国で導入できるよう、地方公共団体の研修を修了すれば、一定区域内において、有償ガイドを行うことを可能とする特例措置を盛り込んだ「構造改革特例区域法」の改正法案を今国会に提出しており、今年度中の施行を予定しております。」との回答があったが、特区等に限定することなく全国に展開する必要がある。

⑤訪日外国人旅行者の急増に対応するため、道路運送法における貸切バスの営業区域の特例措置を恒久化すること

【要望内容】

道路運送法における貸切バスの営業区域の特例措置の恒久化【国土交通省】 (27)

【理由】

訪日外国人旅行者の急増に伴い、外国人旅行者向け貸切バスについては、営業所の隣接県を臨時営業区域と認める特例措置が平成28年9月末まで再々延長されたが、政府の掲げる訪日外国人数の目標の達成に向け、本特例措置は恒久化する必要がある。

- (注) 観光バスは道路運送法で貸切バスに分類されており、出発地・到着地いずれかに都道府県単位の営業区域を有する事業者しか運行できず、加えて営業区域には必ず営業所と車庫がなければならないと定められている。
- (注) 貸切バス運送の安全を適切に確保し、訪日外国人旅行者の増加に対応することを目的に、「一般貸切旅客自動車運送事業における臨時の営業区域の設定について」(平成19年9月13日付国自旅第139号通達)により、外国人旅行者向けの貸切バスを対象に、①営業所が所在する区域を管轄する運輸局の管轄区域(地方ブロック)を臨時営業区域とする、②①のほかに営業所が所在する県に隣接する県を、運輸局の管轄区域に関わらず、臨時営業区域とすることができる、という特例措置が平成26年4月17日～27年3月31日まで講じられた。その後、27年9月末、28年3月末、28年9月末までと延長されている。
- (注) 上記のとおり本特例措置は3回延長されている。また、平成28年3月31日に到来する期限の延長が公表されたのは平成28年3月30日であったが、期限到来の直前では準備期間がなく、受注のチャンスを取り逃がす事態となっていることから、特例措置の延長ではなく恒久化を望む声が多い。



2. 強い農林水産業づくり

①水耕栽培用の植物工場について「農地」の地目のままでの建設を認めること

【要望内容】

「農地」の地目のままで、コンクリートで地固めした植物工場を建設することを認めること【農林水産省、財務省、総務省】（㉗）

【理由】

現在、農地をコンクリートで地固めして植物工場を建設すると、農地法で農地と認められず、雑種地とせざるを得ず、結果として固定資産税が高くなり、コストが上昇して競争力が低下している。メロンやイチゴなど、同じ作物を生産するにも関わらず、植物工場と畑で課される税率が異なるのは不合理である。国際先端テストにかけ、諸外国の例も参考に早期に見直す必要がある。



高糖度で付加価値の高い
町田市の水耕栽培メロン

（注）平成 14 年 4 月 1 日付け農林水産省経営局構造改善課長名による通知（13 経営第 6953 号）では、「農地をコンクリート等で地固めし、農地に形質変更を加えたものは、農地に該当しない」とされており、コンクリート等を打つためには、地目を雑種地に変更しなければならない。

（注）オランダでは、農作物の栽培においてコンクリート敷を農地として認めないといった規制はない。

②農業の生産性向上と担い手の増加を図るため、株式会社による農地の直接所有を認めること

【要望内容】

株式会社による農地の直接所有【農林水産省】（㉗）

【理由】

リース方式では、返還リスクを恐れて、大規模な設備投資や土地の改良にチャレンジできないとの声があるため、「直接所有」を望む声がある。農業の生産性・収益性を高めるとともに、農業の担い手を確保するためにも、株式会社に農地の直接所有を認める必要がある。

（注）平成 21 年の農地法改正により、株式会社もリース方式であれば、その農地の所在する市町村の農業委員会の許可を得て、農地を借りられるようになった（農地法第 3 条）。

（注）平成 27 年 6 月 30 日、ホットラインを通じ、農林水産省より、「企業の農業参入については、平成 21 年（2009 年）の農地法改正でリース方式により全面自由化され、同法改正後 5 年間に 1,712 法人が参入するなど、農業界・経済界が連携して前向きに推進していける状況にあります。」との回答があった。また、「日本再興戦略 中短期工程表」では、「今後 10 年間（2023 年まで）で農業法人経営体数を 2010 年比約 4 倍の 5 万法人とする」とされたが、2014 年の実績は 15,300 法人（2013 年実績は 14,600 法人）で、前年比 700 法人の増にとどまった（目標を達成するには年平均 3,540 法人の増が必要）。

③農地所有適格法人における農業関係者以外の議決権比率について、 50%超の場合も認めること

【要望内容】

農地所有適格法人における農業関係者以外の議決権比率について、
50%超の場合も認めること【農林水産省】(27)

【理由】

民間企業は自社の経営ノウハウを活かして農業に参入しようと考えているが、農地の大規模化や設備投資を行なおうとしても、民間企業関係者が役員の大過半数以上を占めていないために否決されることが想定され、参入を思いとどまる企業が多い。また、新たな投資をすることになった場合、出資比率に応じた負担を求められるとなると農業者の負担が大きくなってしまいう問題もある。

そのため、農地所有適格法人の農業者以外の構成員比率について、
50%超の場合も認めるべきである。

(注) 農地法の改正により、平成 28 年 4 月 1 日より農地所有適格法人の要件が下記のとおり変更された。

	改正前	改正後
役員要件	・ 役員の大過半数が大過半数が農作業に従事	・ 役員又は重要な使用人のうち 1 人以上が農作業に従事
構成員要件	・ 農業関係者が原則 3 / 4 以上 ・ 農業関係者以外（継続的取引関係者）は原則 1 / 4 まで	・ 農業関係者が 1 / 2 以上 ・ 1 / 2 未満は制限を設けない

(注) 今通常国会に提出される予定の国家戦略特区改正法案では、国家戦略特区内において農業生産法人の農業者以外の構成員 50%超の出資が認められる予定である。

(注) 平成 27 年 6 月 30 日、ホットラインを通じ、農林水産省より、「企業の農業参入については、平成 21 年（2009 年）の農地法改正でリース方式により全面自由化され、同法改正後 5 年間に 1,712 法人が参入するなど、農業界・経済界が連携して前向きに推進していける状況にあります。」との回答があった。また、「日本再興戦略 中短期工程表」では、「今後 10 年間（2023 年まで）で農業法人経営体数を 2010 年比約 4 倍の 5 万法人とする」とされたが、2014 年の実績は 15,300 法人（2013 年実績は 14,600 法人）で、前年比 700 法人の増にとどまった（目標を達成するには年平均 3,540 法人の増が必要）。（※再掲）



④国家戦略特区で認められる農家が農地にレストランを設置できる特例措置を全国の希望する地域に拡大すること

【要望内容】

国家戦略特区に基づく、農家が農地にレストランを設置できる特例措置を全国の希望する地域に拡大すること【農林水産省】(26)

【理由】

国家戦略特区に指定された地域においては、農用地区域内であっても、農家自らが生産した野菜や地元で収穫した作物を中心に調理し提供するためのレストランを設置できるようになった。農業の6次産業化を全国で一層推進するため、国家戦略特区の指定地域に限られた特例措置を、全国の希望する地域に拡大することが求められる。

(注) 農家レストランの農用地区域内設置の容認

「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」(平成25年10月18日、日本経済再生本部決定)で、地域で生産される農畜産物又はそれを原材料として製造・加工したものの提供を行う農家レストランについて、農業者がこれを農用地区域内に設置できるよう、要件が緩和された。

(注) 国家戦略特区として指定された新潟市や兵庫県養父市において、農用地区域内への農家レストランの設置が認められている。



国家戦略特区の規制緩和を活用した全国発の農家レストラン「La Bistecca」(ラ・ビステッカ)(新潟市HPより)

(注) 平成26年8月18日、ホットラインを通じ、農林水産省より「平成25年12月に閣議決定された『事務・権限の移譲等に関する見直し方針について』において、農家レストランについては、効果を検証し、全国に適用することも検討することとされたところ・・・」との回答があったとおり、効果の検証と全国への展開を早期に検討するべきである。

⑤商工業者の農業参入を後押しする「国家戦略特別区域農業保証制度」を全国展開すること

【要望内容】

「国家戦略特別区域農業保証制度」の全国展開【中小企業庁】（新規）

【理由】

近年、商工業者が農業に参入し、生産から加工、販売までを一貫して行うといったケースが増えている。そのような商工業者が資金調達のために信用保証協会に相談しても、農業生産の部分は断られるケースがあり、その場合は信用保証協会からの紹介を受けて農業信用基金協会に再度相談しなければならないなど面倒な手順を踏んでいる。

国家戦略特区には、例えば、食品加工業者が果樹栽培を営む場合、果樹栽培にかかる資金を借りる際に信用保証協会の保証を受けられる「国家戦略特別区域農業保証制度」がある。商工業者の農業への参入促進と農業の成長産業化を図るため、この制度を全国展開する必要がある。

(注) 本保証制度は、国家戦略特区である新潟市、養父市のみで実施している。

(注) 養父市における「アグリ特区保証融資制度」の概要

対象者:商工業とともに養父市内において農業を営む中小企業者、農事組合法人又は個人

資金使途:商工業とともに養父市内において営む農業の実施に必要な事業資金(運転資金・設備資金)

(商工業の実施に必要な事業資金と混在する資金を含む)

※資金使途において融資対象者の認定基準を設けている(下記(注)参照)。

融資限度額:8,000万円以内

融資期間:①運転資金10年以内(うち据置2年以内)、②設備資金15年以内(うち据置2年以内)

融資利率:融資期間10年以内年1.60%、10年超年1.85%(固定)

保証料補助:支払った保証料の全額(上限20万円、3,000万円を超える融資は対象外)

利息補給:借入金額に対し0.8%、3年間交付

＜(参考)農商工連携によって生まれた商品の例＞



＜えびすかぼちゃでスイーツ開発＞
恵庭市の代表的な特産物、えびすかぼちゃを使用したペーストを開発。かぼちゃプリン、スイートポテト、かりんとう饅頭といったスイーツを次々に生み出す。
(恵庭商工会議所(北海道))



＜かんぴょううどんの開発＞
生産量日本一を誇る地元栃木産かんぴょうを活用し、粉末化したかんぴょうと地元産小麦を使ったうどんを開発。年間800万円程度の売上で、かんぴょうの生産事業者の育成支援にもつながっている。パッケージデザインが海外のデザイン賞を受賞するなど、うどん本体以外の面でも高い評価。また、小山市桑地区の桑畑を守り育てるために「桑の葉」の栄養成分の分析を行い、「桑の葉」を活用した加工食品の開発も進めている。
(小山商工会議所(栃木県))



＜「あまおう」を使った紅茶の開発＞
大川の特産品であるイチゴ「あまおう」を利用して、生産農家との二人三脚でリキュール酒を開発し、大ヒットさせた。その一方で、その際に大量のイチゴが破棄されていたことから、このイチゴを活用して、オリジナルのイチゴの紅茶を誕生させた。
(大川商工会議所(福岡県))

(日商「地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト」より)

⑥林業再生の障害となる山林の所有・利用に関する制度を抜本的に見直すこと

【要望内容】

山林の所有・利用に関する制度の抜本的見直し【林野庁】(㉗)

【理由】

所有者不明の山林は、森林経営の集約化・大規模化や6次産業化や道路整備などの公共事業、災害対策や災害からの復旧・復興事業等を進めるうえでの阻害要因となっている。そのため、所有者を明確にする権利登記の義務化、隣接地との境界確認など、山林の有効活用を促進し、強い林業づくりを推進する必要がある。

(注)平成23年に施行された森林法の一部を改定する法律により、売買又は相続等の原因如何に関わらず、新たに森林の土地の所有者となった者は、事後、市町村にその旨を届け出なければならないこととされた(森林法10条の7の2)。

(注)農林水産省が行ったアンケートによれば、農地・森林の所有地以外に居住しながら農地・森林を相続した人のうち、1～2割は、不動産登記簿への登記、市町村や農業委員会への所有者変更の届出、森林組合・農協への組合員変更の届出、市町村資産税部局への相続人代表指定の届出のいずれの手続きもしていない。

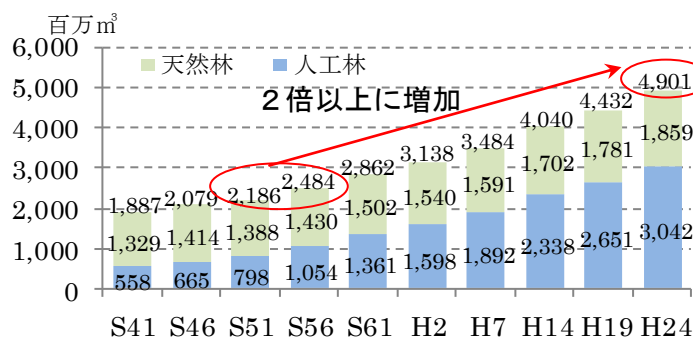
【ネットアンケート：相続時の届出状況】

	必要な手続きを1つもしなかった	必要な手続きを一部した	必要な手続きを全てした
森林	17.9%	76.0%	6.1%
農地	12.9%	76.0%	10.5%

「農地・森林を相続したら」土地届け解説書(平成24年3月 国土交通省)より

(注)林業の成長産業化を実現するため、共有林の立木の所有者の一部が所在不明であっても伐採・造林ができるよう、所在不明者の持分の移転等を行う裁定制度を設ける、「森林法等の一部を改正する法律案」が現在国会に提出されている。

(注)森林蓄積の推移



(林野庁HPより)

⑦畜産・酪農事業への株式会社の参入促進のため、中小企業に対する農協などとのイコルフットィングを確保すること

【要望内容】

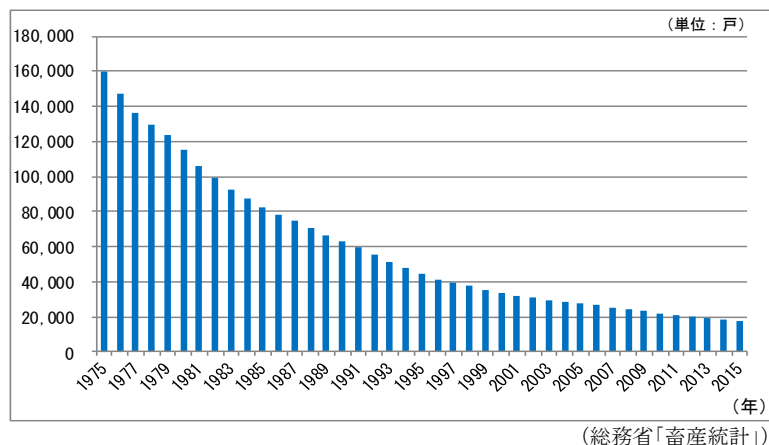
独立行政法人農畜産業振興機構が実施する国の畜産振興事業について、中小企業に対する農協などとのイコルフットィングを確保すること【農林水産省】（26）

【理由】

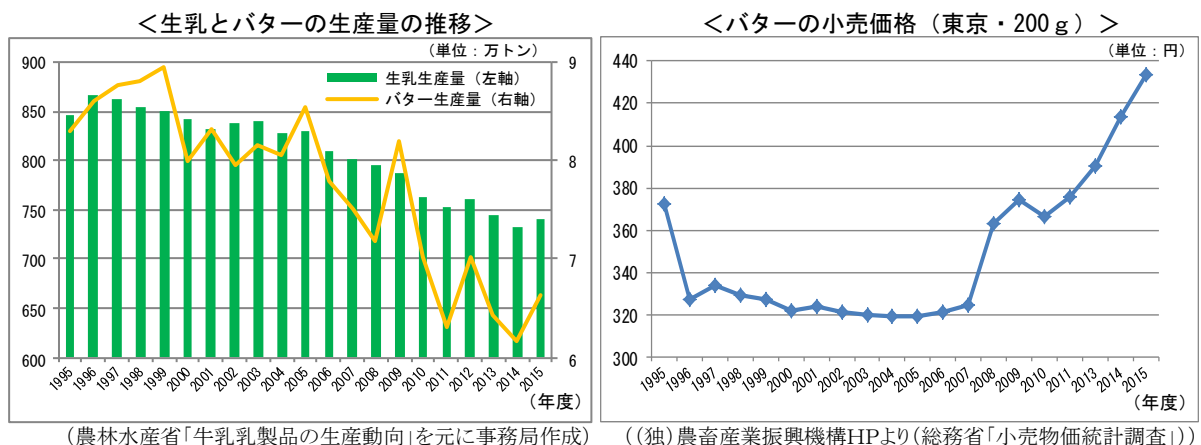
畜産・酪農業への株式会社など多様な事業主体の参入を促進し、担い手の確保と競争力の強化を図るため、独立行政法人農畜産業振興機構が実施する国の畜産振興事業に応募できる農協などの団体と、畜産・酪農業を営む中小企業が競争上対等（イコルフットィング）になるように支援制度を整備する必要がある。

（注）独立行政法人農畜産業振興機構が実施する畜産振興事業に応募できる団体等は、独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第2条に規定されているが、「畜産業を営む株式会社」は記載がなく、当該事業に応募できない。

（注）酪農家戸数の過去40年間の推移（全国）



（注）昨今の生乳とバターの生産量の減少（以下グラフ参照）に伴うバター不足を解消すべく、平成28年4月8日、規制改革会議は「指定生乳生産者団体を通じた販売と他の販売ルートとの間のイコルフットィング確保を前提とした競争条件を整備するため、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づく現行の指定生乳生産者団体制度を廃止する」等を盛り込んだ提言を公表した。



3. 地域の安心・安全を支えるまちづくり

①区分所有法における建替え決議の成立要件を緩和すること

【要望内容】

区分所有法における建替え決議の成立要件の緩和【法務省・国土交通省】
(新規)

【理由】

老朽マンションの建替えは喫緊の課題となっているが、「建替え決議」の成立には、区分所有者および議決権の各5分の4が必要であり、大変高いハードルとなっている。居住者の安心・安全のため、区分所有法における「建替え決議」の成立要件を緩和する必要がある。

(注) 区分所有法
(建替え決議)

第六十二条 集会においては、区分所有者及び議決権の各五分の四以上の多数で、建物を取り壊し、かつ、当該建物の敷地若しくはその一部の土地又は当該建物の敷地の全部若しくは一部を含む土地に新たに建物を建築する旨の決議（以下「建替え決議」という。）をすることができる。

②区分所有法の建替え決議の成立をもって借地借家法の賃貸借契約も解約できるようにすること

【要望内容】

建替え決議の成立をもって借地借家法の賃貸借契約も解約できるようにすること【法務省・国土交通省】(新規)

【理由】

老朽マンションの建替えは喫緊の課題となっている。しかし、区分所有法に基づく建替えが決議されても、借地借家法では、建物賃貸借契約の解約の正当事由になっておらず、また、裁判所の判断も曖昧であることから住民を立ち退かせることができず、建替えが進んでいない。そのため、区分所有法における「建替え決議」を、借地借家法における賃貸借契約の解除の正当事由に位置付ける必要がある。

(注) 借地借家法
(建物賃貸借契約の更新拒絶等の要件)

第二十八条 建物の賃貸人による第二十六条第一項の通知又は建物の賃貸借の解約の申入れは、建物の賃貸人及び賃借人（転借人を含む。以下この条において同じ。）が建物の使用を必要とする事情のほか、建物の賃貸借に関する従前の経過、建物の利用状況及び建物の現況並びに建物の賃貸人が建物の明渡しの条件として又は建物の明渡しと引換えに建物の賃借人に対して財産上の給付をする旨の申出をした場合におけるその申出を考慮して、正当事由があると認められる場合でなければ、することができない。



③土地・建物の所有者情報を明確化するため、被相続人の住所証明書類の保存期間を延長すること

【要望内容】

被相続人の住所証明書類の保存期間の延長【法務省】（新規）

- ・保存期間：5年→150年

【理由】

空き地・空き店舗の利活用促進のためには土地・建物の所有者情報を明確化する必要があり、そのためには相続登記を活用することが重要である。

しかし、相続登記手続において必要となる被相続人の住所証明書類（住民票、戸籍の附票等）の保存期間は、住民基本台帳法施行令に基づき5年間とされていることから、登記手続時に当該書類が存在しないというケースが発生しており、これが、登記手続の停滞要因の一つとなっている。そのため、住所証明書類を閉鎖戸籍類の保存期間と同じ150年間とすることが求められる。

(注) 住民基本台帳法施行令
(保存)

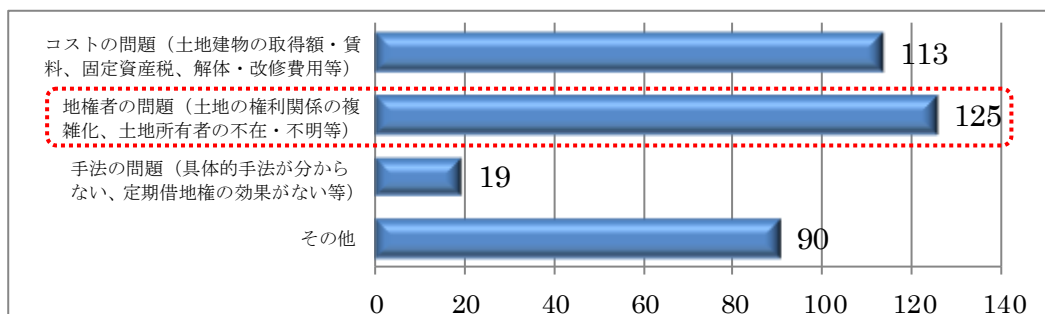
第三十四条 市町村長は、第八条、第八条の二、第十条若しくは第十二条第三項の規定により**削除した住民票**（世帯を単位とする住民票にあつては、全部を削除したものに限る。）又は第十九条の規定により**全部を削除した戸籍の附票を、これらを削除した日から五年間保存するものとする。**第十六条（第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき住民票又は戸籍の附票を改製した場合における改製前の住民票又は戸籍の附票についても、同様とする。

(注) 平成22年の戸籍法施行規則の改正により、閉鎖戸籍類の保存期間が80年から150年に伸長された。

戸籍法施行規則

第五条4項 除籍簿の保存期間は、**当該年度の翌年から百五十年**とする。

(注) 空き地・空き店舗の利活用が進まない理由



(平成27年6月 日本商工会議所「中心市街地における空き地・空き店舗の利活用促進に関する実態調査結果」)
(※全国商工会議所を対象に調査、n=219、複数回答)



④薬局の店舗まで行って購入することが困難な高齢者等の買い物弱者のために、薬局による一般用医薬品の移動販売を認めること

【要望内容】

薬局による一般用医薬品の移動販売を認めること【厚生労働省】（⑳）

【理由】

薬局の店舗まで行って購入することが困難であったり、視力が弱くカタログ注文ができなかったり、インターネットが使いえなかったりする高齢者等の買い物弱者に医薬品を提供するため、薬局による車両（ワゴン車や宅配バイクなど）を使った一般用医薬品の移動販売を認める必要がある。

- （注）薬事法では、インターネット等の通信販売や、店舗で購入した商品の配達は認められている。また、富山の置き薬など訪問販売は配置薬のみ認められている（身分証携行、後払いなどの制約あり）。
- （注）平成26年6月12日に施行された改正薬事法により、一般用医薬品については適切なルールの下、全てインターネットでの販売が可能となった。
- （注）平成26年11月21日、規制改革ホットラインを通じ、厚生労働省より、「～略～（薬事法）で定められたルールでは、実際の店舗において販売することが求められており、提案の販売方法は認められておりません。～略～カタログ等を利用して自宅にしながら電話等で注文し、店舗にいる薬剤師等による確認や情報提供等を行った上で販売行為を完結させ、その後当該薬局の職員が購入者宅に医薬品を届けることは可能です。」との回答があった。

⑤経営の効率化やサービスの向上を図るため、株式会社による医療機関への直接参入を認めること

【要望内容】

株式会社による医療機関への直接参入【厚生労働省】（㉑）

【理由】

民間の経営ノウハウを活かし、経営の効率化やサービスの向上を図るため、株式会社による医療機関への直接参入を認めるべきである。医療法人に民間経営のノウハウを活かすことにより、①資金調達の円滑化、②経営の近代化・効率化、③投資家からの厳格なチェックが得られるようになり、良質なサービスの提供が期待できる。

- （注）医療法（第46条の3）では、医療法人の理事長については原則、医師・歯科医師に限っているが、都道府県知事の認可を受けた場合は医師・歯科医師でない者から選出できるとしている。また平成27年9月1日に施行された改正特区法では、医療法の特例として政令で定める基準を満たす場合で、医師・歯科医師ではない理事を理事長に選任する申請があった場合、都道府県知事はこれを認可するとされている。
- （注）医療法は、営利を目的として、病院、診療所または助産所を開設しようとする者に対しては、開設の許可を与えないこととなっている（医療法第7条第5項）。
- （注）平成27年7月31日、ホットラインを通じ、厚生労働省より、「①患者が必要とする医療と株式会社の利益を最大化する医療とが一致せず、適正な医療が提供されないおそれがあること、②利益が上がらない場合の撤退により地域における医療の確保に支障が生じるおそれがあること、③利益を上げるために不要な診療が行われ、医療費の増大を招くおそれがあることなどの理由から困難」との回答があった。一方、平成27年9月16日、改正医療法が成立し、一定の基準を満たした一般社団法人を都道府県知事が地域医療連携推進法人として認定し、医療法人や介護事業を手がける非営利法人などを同法人の傘下に置くことを認める「地域医療連携推進法人制度」が創設されるなど、一定の進捗がなされている。この流れを進めていただきたい。

⑥路線バス事業者が路線バスの上限運賃の引き上げを柔軟に行えるようにすること

【要望内容】

路線バス事業者が路線バスの上限運賃の引き上げを柔軟に行えるようにすること【国土交通省】（新規）

- ・ 許可制→届出制
- ・ 標準処理期間の短縮化（3ヶ月→1ヶ月へ）

【理由】

地域の路線バス事業は人口減や高齢化による乗客の減少に直面しており、特に、東日本大震災の被災地における事業者は大変厳しい経営状況におかれている。そのようななか、運賃改定により利幅を確保し、ドライバーの待遇改善や、低燃費車両、バリアフリー対応車両の導入など、前向きな設備投資を図りたいと思う事業者も多い。しかしながら、手続きの煩雑さや新運賃が認可されるまでの期間の長さから、運賃改定を見送る事業者も多く、これを見直す必要がある。

（注）道路運送法

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者（以下「一般乗合旅客自動車運送事業者」という。）は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める運賃及び料金を除く。以下この条、第三十一条第二号、第八十八条の二第一号及び第四号並びに第八十九条第一項第一号において「運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

（注）「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する標準処理期間の設定方針」（国土交通省自動車局長）により、上限運賃料金の認可の標準処理期間は3ヶ月を目安に各地域で定めることとされている。

4. 対日投資の促進

①対日投資家や高度人材に対し、永住権の取得に必要な滞在年数を短縮化すること

【要望内容】

永住権の取得に必要な滞在年数の短縮化【法務省】（新規）

【理由】

対日直接投資を促進し、国内のイノベーションを図るためにも、日本に投資したいと思う海外の富裕層や高度人材に対する永住資格について、要件となっている日本滞在年数を短縮化すべきである。

（注）永住許可を受けるには原則として引き続き10年以上日本に在留していることが必要である。また、高度人材外国人の場合は特例で5年間となっている。

②日本への投資の増加を図るため、訪日ビザ発給要件を緩和すること

【要望内容】

- ・ 訪日ビザ発給要件の緩和
- ・ 投資家ビザの創設【法務省】（⑦）

【理由】

日本への投資が見込まれる国々に対しては、ビザ発給要件の緩和や免除を進める必要がある。特に、「ビジット・ジャパン事業」の重点20カ国・地域のうち、ビザが必要な5カ国（中国、フィリピン、ベトナム、インド、ロシア）の緩和を進めていく必要がある。また、昨年12月に発足したASEAN経済共同体（AEC）のミャンマー、カンボジア、ラオスについても、工程表を作成し、戦略的な緩和を進めるべきである。

また、グローバル経済が進展する中、安全な日本に投資したいと思う海外の富裕層も増えていることから、諸外国で導入が進んでいる「投資家ビザ」を創設することが考えられる。

（注）投資家ビザが存在する国
ギリシャ、アイルランド、オランダ、ポルトガル、スペイン、イギリス、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、メキシコ、韓国、チリ

③外国企業ならびに外国人の利便性向上を図るため、査証（ビザ）のオンライン申請を導入すること

【要望内容】

外国人による査証（ビザ）のオンライン申請の導入【法務省】 (27)

【理由】

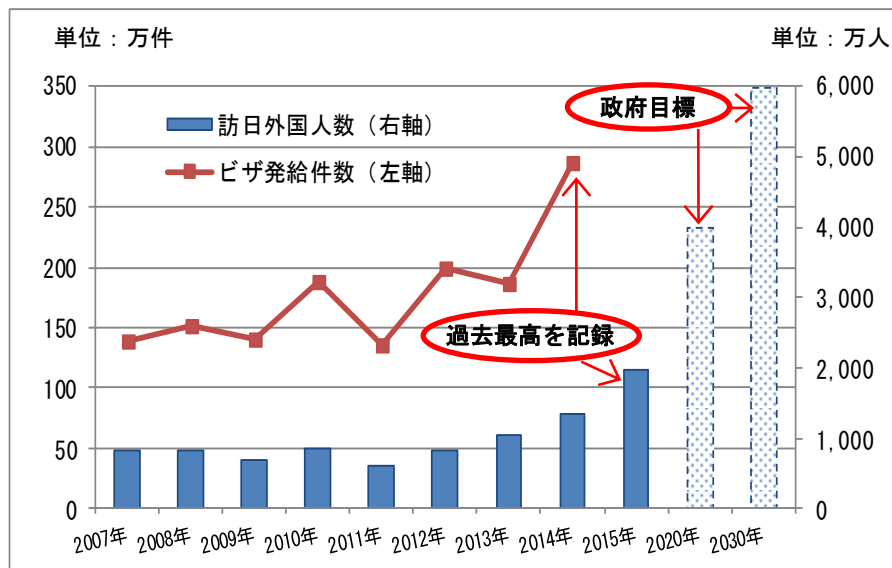
日本国外において、外国人が査証（ビザ）を申請する際には、当該国の日本大使館もしくは領事館へ必要書類を提出し、ビザの発給申請を行う必要がある。外国企業ならびに外国人の利便性向上を図るため、オンライン申請を導入する必要がある。

(注) 出入国管理及び難民認定法において、日本国に入国しようとする外国人（乗員を除く。）は、有効な旅券で日本国領事官等の査証を受けたものを所持しなければならないとされている。

(注) 外務省設置法第4条、第7条において在外公館・領事館等が査証発給事務を行うこととされている。

(注) ビザのオンライン申請導入国：アメリカ、イギリス、カナダ、ブラジル、インド、オーストラリア、カンボジア、スリランカ、ネパール、ベトナム、ミャンマー、ニュージーランド、ベトナム等

(注) ビザ発給件数と訪日外国人数の推移と目標



(外務省および日本政府観光局発表資料を元に事務局作成)

④外国とのビジネス環境のイコールフットイングを促進するため、「社会保障協定締結国」を経済的に密接な国にまで拡大すること

【要望内容】

「社会保障協定締結国」の締結促進【厚生労働省】(27)

【理由】

日本国内で働く外国人は、出身国と日本国の社会保障制度に加入を行う必要があり、社会保険料を二重に負担する必要がある。日本は「保険料の二重負担」を防止するための社会保障協定を一部の国と締結しているが、外国とのビジネス環境のイコールフットイングを促進するため、社会保障協定締結国を拡充する必要がある。

(注) 社会保障協定の実施に伴う厚生年金法等の特例等に伴う法律により、社会保障協定を締結した二か国間での医療保険制度や年金制度の重複適用の回避や、年金給付を受けるために必要とされる期間の通算に関する事項が定められている。

(注) 社会保障協定発効済国：ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリー

社会保障協定署名国（未発効）：イタリア、インド、ルクセンブルク、フィリピン

政府間交渉国：スウェーデン、中国、トルコ、スロバキア

(注) 日本の EPA 締結国：シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、豪、モンゴル

署名済：TPP（環太平洋パートナーシップ）

交渉中等：カナダ、コロンビア、日中韓、EU、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）、TPP（環太平洋パートナーシップ）、トルコ、GCC（湾岸協力理事会）、日韓

Ⅲ. 一億総活躍社会の実現

1. 労働力不足への対応

① タクシー等の運転手不足を解消するため、第二種自動車免許の受験資格の要件（現行 21 歳以上で免許取得 3 年以上）を緩和すること

【要望内容】

第二種自動車免許の受験資格の要件（現行 21 歳以上で免許取得 3 年以上）の緩和【警察庁】（⑳）

【理由】

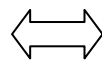
自動車運転における新技術の導入（オートマチック車、GPS カーナビゲーションシステム、衝突防止装置）により、タクシー運転手が利用できる技術は格段に進歩している。また、成長戦略でも「完全自動走行の早期の実現を目指す」こととされている。

これら技術の進歩を勘案し、タクシー業界における人手不足を解消するため、高卒新卒者がタクシー会社ですぐに就業できるよう、自動車学校等による運転技術の専門教育や適性検査などによる安全対策をはかることを前提に、受験資格の要件を見直す必要がある。

（注）乗務員となる資格要件である普通自動車第二種免許の受験資格の年齢が、道路交通法第 96 条第 5 項 1 号及び道路交通法施行令第 34 条第 3 項 2 号により、「21 歳以上の者で、普通自動車免許を取得してから通算して 3 年以上の者」とされている。

（注）平成 27 年 11 月 10 日、平成 28 年 1 月 27 日の規制改革会議投資促進等ワーキンググループにて、本要望が取り上げられ、引き続き検討されていることから、今年度も継続して要望する。

（注）“地上のタクシー”に対し、“空のタクシー”である事業用飛行機の操縦士免許は、総飛行時間 200 時間の訓練を行うことを要件に 18 歳で取得できる。



（写真：国土交通省HP）

（注）平成 27 年 11 月 10 日の規制改革会議投資促進ワーキンググループでは、「年齢」と「経験年数」の両方を要件として求めていることについて、「経験年数」の要件を満たせば必然的に「年齢」の要件も満たす場合がほとんどであることから、「年齢」の要件には意味がないのではないかといった指摘がなされている。

②トラックやバスのドライバー不足を解消するため、大型自動車免許・第二種中型自動車免許・第二種大型自動車免許の受験資格の要件（現行 21 歳以上で免許取得 3 年以上）を緩和すること

【要望内容】

大型自動車免許・第二種中型自動車免許・第二種大型自動車免許の受験資格の要件の緩和【警察庁】（新規）

- ・ 年齢要件：21 歳以上→20 歳以上
- ・ 免許保有年数：通算 3 年以上→通算 2 年以上

【理由】

現在、トラックやバスのドライバー不足が深刻化している。ドライバー不足を補おうと高校新卒者を採用しているが、受験年齢に達するまでに時間がかかるため、すぐにドライバーとして活躍してもらうことができない。

物流ネットワークの安定化と増加するインバウンド需要に対応するためにも、自動車学校等による運転技術の専門教育や適性検査などによる安全対策を徹底することを前提に、必要に応じて条件付き（例えば適正検査により習熟度が高いと認められた者は特例として認めるなど）も検討したうえで、大型自動車免許・第二種中型自動車免許・第二種大型自動車免許の受験資格の要件を、中型自動車免許（20 歳以上で免許取得 2 年以上）程度に見直す必要がある。

（注）免許の種類と受験年齢

第一種免許	車両総重量	年齢要件	免許経歴（停止期間除く）
普通	～ 3.5t 未満	18 歳	—
準中型	3.5t 以上～7.5t 未満	18 歳	—
中型	7.5t 以上～11t 未満	20 歳	普通免許等保有 通算 2 年以上
大型	11t 以上～	21 歳	普通、中型免許等保有 通算 3 年以上

※平成 29 年 6 月 17 日
までに施行

第二種免許	車両総重量	年齢要件	免許経歴（停止期間除く）
普通	～ 5t 未満	21 歳	普通、中型、大型免許等保有 通算 3 年以上 または他の二種免許を取得している者
中型	5t 以上～11t 未満	21 歳	
大型	11t 以上～	21 歳	

③国家資格を持たない者が建設業の主任技術者になる場合の実務経過年数要件を短縮化すること

【要望内容】

国家資格を持たない者が建設業の主任技術者になる場合の実務経過年数要件の短縮化【国土交通省】（新規）

- ・ 指定学科を卒業していない場合：10年以上→3～5年以上

【理由】

国家資格取得を持たない者が建設現場に必要な主任技術者になるには、一定期間の実務経験が必要であるが、特に、指定学科を卒業していない者が主任技術者になるには、10年という長い実務経験が必要となる。技術者の確保と、やる気と能力のある若者の雇用促進を実現するため、実務経験が必要な期間を短縮化すべきである。

(注) 主任技術者の要件

(1) 下記の実務経験を有する者	
①高等学校の指定学科卒業後	5年以上
②高等専門学校指定学科卒業後	3年以上
③大学の指定学科卒業後	3年以上
④上記①～③以外の学歴の場合	10年以上
(2) 1級および2級国家資格取得者等	

④公共工事の経営事項審査について技術者1人につき3業種以上の申請を認めること

【要望内容】

経営事項審査について技術者1人につき申請できる業種数の拡大【国土交通省】（新規）

- ・ 申請できる業種：2業種→3業種以上

【理由】

技術者不足を補う企業努力や個人の向上心を促し、建設業の生産性の向上や経営の効率化に向けた取り組みを後押しするためにも、経営事項審査において、技術者1人につき3業種以上申請することを認めるべきである。

(注) 経営事項審査とは、建設業法第四章の二に定める「建設業者の経営に関する事項の審査等」のことであり、同法第27条の23第1項で「公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、その経営に関する客観的事項について審査を受けなければならない。」とされている。

(注) 審査項目は、X（経営規模）、Y（経営状況）、Z（技術力）、W（その他の審査項目）から構成され、このうちZ（技術力）は、在籍する技術職員で監理技術者または主任技術者としての資格を有する者の数などが評価対象となる。これについて、平成19年度までは1人の技術者を複数の業種でカウントできていたが、「一人の技術者を異業種間で重複して評価しているのは、業種毎の実際の技術力を反映していないのではないか」（平成19年3月5日 中央建設業審議会第1回経営事項審査改正専門部会会議資料より）との指摘から、平成20年度から技術職員の重複カウントが1人当たり2業種までに制限されている。

国土交通省告示第八十五号（平成二十年一月三十一日）

三 技術力

- 1 審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち建設業の種類別の次に掲げる者（以下「技術職員」という。）の数（ただし、一人の職員につき技術職員として申請できる建設業の種類の数は二までとする。）

⑤人材不足が深刻な中小企業が新卒者を採用しやすくなるよう、中小企業に限りインターンシップを通じた人材採用を認めること

【要望内容】

中小企業に限り、インターンシップを通じた人材採用を認めること

【文部科学省・厚生労働省・経済産業省】（新規）

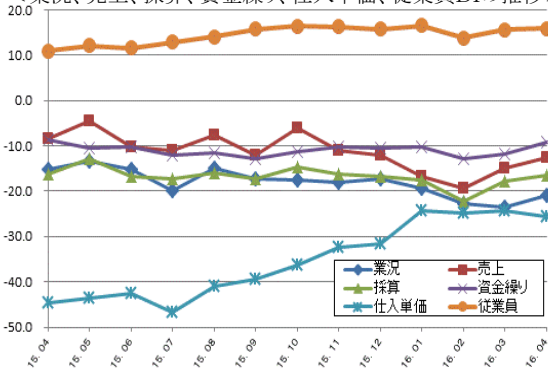
【理由】

中小企業は、人材採用において、大企業と比べ不利な環境にあることから、深刻な人材不足に陥っている。加えて、新卒採用後3年間の離職率は中小企業で4割、小規模事業者で5割を超えるなど、人材のミスマッチも起こっている。インターンシップは自社に合った人材を発掘する有効な手段と考えられるが、「人的負担が大きい」、「メリットがない」、「採用に直結しない」といった理由から、中小企業では大企業と比べその取り組みが低調である。

そのため、文部科学省・厚生労働省・経済産業省が示す「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」において示されている、「企業がインターンシップ等で取得した学生情報は広報活動・採用選考活動に使用できない」について、中小企業に限っては対象外とするべきである。

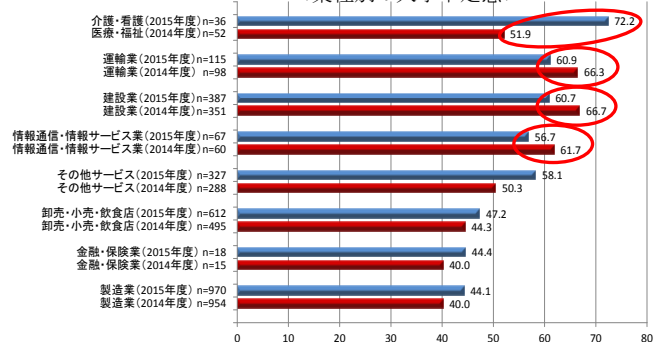
(注) 人手不足の状況

<業況、売上、採算、資金繰り、仕入単価、従業員DIの推移>



(日商LOBO調査)

<業種別の人手不足感>



(日商「人手不足への対応に関する調査(2015年8月)」
「労働力不足の影響と対応に関する調査(2014年7月)」)

(注) 企業における職場体験（インターンシップ等）の実施状況

	全体		大企業		中小企業	
	企業数(社)	構成比(%)	企業数(社)	構成比(%)	企業数(社)	構成比(%)
①実施している	147	25.0%	123	45.2%	24	7.6%
②実施したことがない	340	57.9%	115	42.3%	225	71.4%
③過去に実施していたが、現在はしていない	57	9.7%	24	8.8%	33	10.5%
無回答	43	7.3%	10	3.7%	33	10.5%
合計	587	100.0%	272	100.0%	315	100.0%

(東京商工会議所「企業における教育支援活動に関するアンケート調査結果(2015年8月)」)

(注) インターンシップについては、平成9年9月に文部省・通商産業省・労働省（当時）が合同で「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」を示しており、その中で「インターンシップと称して就職・採用活動そのものが行われることにより、インターンシップ全体に対する信頼性が失わせるようなことにならないよう、インターンシップに関わる者それぞれが留意することが、今後のインターンシップの推進に当たって重要である。」と記載された。その後、平成26年4月8日に「学生情報は、広報活動・採用選考活動に使用できない」が加筆・明示された。

⑥医療・介護の現場での人手不足を解消するため、看護師試験、介護福祉士試験における外国人の合格率向上を図ること

【要望内容】

看護師試験、介護福祉士試験における外国人の合格率向上対策の実施【厚生労働省】（㉗）

【理由】

医療分野や、今後の成長分野である介護分野では離職が多く、深刻な人手不足状態にある。このため、一定の日本語力を確認・担保できる条件のもとで、介護福祉士試験を英語や母国語でも受験可能にするなど、看護師試験、介護福祉士試験における外国人の合格率向上に向けた対策を講じるべきである。

（注）「2025年に向けた介護人材にかかる需給推計」（平成27年6月24日 厚生労働省）によれば、2025年度（平成37年度）における介護人材の需給見込みは、需給見込み（約253万人）に対し、供給見込み（約215万人）となり、約38万人の需給ギャップが見込まれると推計されている。

（注）EPAで受け入れた外国人の看護師試験、介護福祉士試験の合格率の水準が低いことについては、受験のための専門用語など日本語のハードルが高いこと、ハードな職務の中で日本語と国家試験対策の勉強へ十分な時間が取れないことなどが理由として指摘されている。

（注）国家試験合格者・合格率の推移（平成27年度の介護福祉士国家試験においては、EPAに基づいて来日した外国人の合格率が初めて50%を超えた）

受験年度	看護師国家試験												日本人を含めた 全体の合格率
	インドネシア			フィリピン			ベトナム			合計			
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	
平成20年度	82	0	0.0%	-	-	-	-	-	-	82	0	0.0%	89.9%
平成21年度	195	2	1.0%	59	1	1.7%	-	-	-	254	3	1.2%	89.5%
平成22年度	285	15	5.3%	113	1	0.9%	-	-	-	398	16	4.0%	91.8%
平成23年度	257	34	13.2%	158	13	8.2%	-	-	-	415	47	11.3%	90.1%
平成24年度	173	20	11.6%	138	10	7.2%	-	-	-	311	30	9.6%	88.8%
平成25年度	151	16	10.6%	150	16	10.7%	-	-	-	301	32	10.6%	89.6%
平成26年度	174	11	6.3%	163	14	8.6%	20	1	5.0%	357	26	7.3%	90.0%
平成27年度	203	11	5.4%	192	22	11.5%	34	14	41.2%	429	47	11.0%	89.4%

受験年度	介護福祉士国家試験												日本人を含めた 全体の合格率
	インドネシア			フィリピン			ベトナム			合計			
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	
平成20年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	52.0%
平成21年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50.2%
平成22年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	48.3%
平成23年度	94	35	37.2%	1	1	100.0%	-	-	-	95	36	37.9%	63.9%
平成24年度	184	86	46.7%	138	42	30.4%	-	-	-	322	128	39.8%	64.4%
平成25年度	107	46	43.0%	108	32	29.6%	-	-	-	215	78	36.3%	64.6%
平成26年度	85	47	55.3%	89	31	34.8%	-	-	-	174	78	44.8%	61.0%
平成27年度	82	48	58.5%	79	34	43.0%	-	-	-	161	82	50.9%	57.9%

（厚生労働省資料等を元に事務局作成）

⑦外国人技能実習制度について、介護分野や観光分野（フロント業務やレストランサービス業務）を対象職種に追加すること

【要望内容】

外国人技能実習制度における技能実習対象職種への介護分野および観光分野（フロント業務やレストランサービス業務）の追加【法務省・厚生労働省・経済産業省】（⑦）

【理由】

高齢化の進行によって、2025年度には、我が国において介護に携わる職員がおよそ38万人不足すると推計されている。平成28年2月5日閣議決定の「産業競争力の強化に関する実行計画」で、「介護の対象職種追加に向け、質の担保など、介護サービスの特性に基づく要請に対応できるよう具体的な制度設計を進め、技能実習制度の見直しの詳細が確定した段階で、介護サービスの特性に基づく要請に対応できることを確認の上、新たな技能実習制度の施行と同時に対象職種への追加を行う。」と記載されているが、これを早急に行うことが求められる。

また、わが国の観光分野における人材確保に資するとともに、開発途上国等の人材に日本の優れたホスピタリティを身に付けてもらうことで、日本の「おもてなし」文化を世界に広めることにも繋がることから、外国人技能実習制度の対象職種に、フロント業務やレストランサービス業務などのホテルスタッフ業務を加える必要がある。

（注）外国人技能実習制度における「技能実習2号」への移行対象職種・作業は、平成27年12月28日現在で72職種131作業。このうち、職業能力開発促進法に基づく技能検定によるものが53職種83作業で、技能実習評価試験触手（旧JITCO（公益財団法人国際研修協力機構）認定職種）が19職種48作業。

（注）平成27年8月31日、ホットラインを通じ、厚生労働省より、「ホテルスタッフ業務を技能実習制度の職種に追加することについては、移転すべき技能としてふさわしい職種であるかどうかを検討する必要がありますので、この点を整理いただいた上で、御相談ください。」との回答があった。

2. 子育て世代、高齢者、障害者が活躍する社会への環境整備

①「介護離職ゼロ」を目指すため、特別養護老人ホームについて株式会社等の参入を認めること

【要望内容】

株式会社等の特別養護老人ホームへの参入【厚生労働省】(27)

【理由】

老年人口の割合が上昇し、あわせて独居高齢者の割合も増加する見込みがあり、その対応は喫緊の課題となっている。民間の経営ノウハウを活用することで、施設不足による“入所待ち”の解消だけでなく、介護職員の待遇改善にも繋がることから、現在は設置主体が社会福祉法人か地方公共団体に限られている特別養護老人ホームの経営について、株式会社等多様な経営主体が参入できるよう緩和する必要がある。

(注) 特別養護老人ホームの入所申込者は、約 52.4 万人(平成 26 年 3 月 25 日厚生労働省「特別養護老人ホームの入所申込者の状況」より)。前回調査(平成 21 年)より約 10 万人増加。

(注) 平成 26 年 2 月 28 日、規制改革会議は、「介護・保育事業等におけるイコルフットィング確立の更なる論点」のなかで、「①特別養護老人ホーム等への参入：法令により経営主体が社会福祉法人等に限定されている特別養護老人ホームなどについて、利用者保護を図りつつ、多様な経営主体の参入による利便性向上を目的として、参入時の資格要件や撤退時の規制等を新たに導入しつつ、**法人形態による参入規制を廃止してはどうか。**」との問題提起を行ったが、平成 26 年 4 月 16 日、「介護・保育事業等における経営管理の強化とイコルフットィング確立に関する意見」では、1. 事業者のガバナンスとして、①財務諸表の情報開示、②補助金等の情報開示、③役員報酬等の開示、④内部留保の明確化、⑤調達の公正性・妥当性の確保、⑥経営管理体制の強化、⑦所轄庁による指導・監督の強化、の 7 つの事項、2. 経営主体間のイコルフットィングとして、①多様な経営主体によるサービスの提供、②補助金の実態把握と地方公共団体への要請、③社会貢献活動の義務化、の 3 つの事項を提案することとなり、**参入規制の廃止は盛り込まれなかった。**

(注) 平成 27 年 7 月 31 日、ホットラインを通じ、厚生労働省より、「～略～社会福祉法人は、公益性の高い社会福祉事業を行うことを目的とした非営利法人であり、①剰余金の配当は禁止され、②出資者の持分がなく、解散時の残余財産は社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者(最終的には国庫)に帰属するものであり、事業の継続性に資する仕組みとなっています。一方、株式会社については、①剰余金の配当が認められ、②株主の持分があり、解散時の残余財産は株主に分配されるものであり、事業の継続性を担保できる仕組みとなっています。また、株主会社について、社会福祉法人と同様、①出資者の持分の禁止や剰余金の配当禁止を課すこと、②事業の継続性を図るため、撤退時に他の事業者へ資産の無償譲渡を行わせることは株主会社の営利法人としての性格に矛盾し、困難と考えられることから、株式会社による特別養護老人ホームの設置を認めることは適切ではないと考えております。」との回答があった。

②子育て支援に取り組む事業所に対する認定制度の導入促進等、社会総がかりで子育てを支援する環境づくりを進めること

【要望内容】

- ・ 公共的施設でのベビーベッドやベビーチェアの設置
- ・ 子育て支援に取り組む事業所に対する認定制度等の導入促進【厚生労働省】（新規）

【理由】

子育て支援には、保育所の数を増やしたり、待遇改善によって保育士を増やすことも重要であるが、財源の問題もあり、それだけでは十分な効果が期待できない。多額の費用をかけず、官民が地域総がかりで取り組んでいくことも必要である。

そのため、例えば公共的施設（役所、警察署、税務署、図書館等）にベビーベッドやベビーチェアを設置し、子供と一緒に来ることができる、いわゆる「赤ちゃんの駅」などの環境づくりを進めることが考えられる。

また、従業員が子育てしやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業を認定する制度を普及・促進することが考えられる。

政府においては、ガイドラインの策定などを通じて、こうした取り組みを後押ししていくことが求められる。

（注）板橋区役所は、平成 18 年 6 月より、乳幼児を抱える保護者の子育てを支援する取り組みの一環として、外出中、オムツ替えや授乳などが必要な時に立ち寄ることができるよう区立施設や民間施設などを「赤ちゃんの駅」に指定する制度を開始。平成 28 年 4 月 1 日現在で 164 施設が指定されている。



（注）船橋商工会議所では、平成 17 年度より「子育て支援優良事業所認定制度」を実施。子育てしやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる事業所を、毎年度認定・表彰し、事業所における子育て支援の推進と啓蒙を図っている。これまで 11 回実施し認定企業は 42 社、表彰企業は 27 社となっている。認定企業は、右記「子育て支援優良事業所認定マーク」を自社ホームページや名刺、商品などに掲示・印刷することができる。



（注）「次世代育成支援対策推進法」に基づき、一般事業主行動計画における目標を達成した企業は厚生労働大臣認定「くるみん認定」を受けることができ、より高い水準の取組を行っている企業は「プラチナくるみん認定」を受けることができる。認定企業数は「くるみん」2,398 社、「プラチナくるみん」53 社（ともに平成 27 年 12 月末時点）。また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、女性の活躍推進に積極的に取り組む企業は、平成 28 年 4 月より厚生労働大臣認定を受けることができ、認定マーク「えるぼし」を使用することができる。



（厚生労働省認定マーク(左から、くるみん、プラチナくるみん、えるぼし)）

③車椅子のまま乗車・運転できる「車椅子専用トライク」を実用化するため、「側車付き二輪自動車」の保安基準から不要な基準を外すこと

【要望内容】

側車付き二輪自動車（トライク型）を元に開発した「車椅子専用トライク」の構造の実態に合わせ、「側車付き二輪自動車」の保安基準から「またがり式の座席」「運転者席の側方が開放された」の要件を外すこと【国土交通省・警察庁】（⑳）

【理由】

側車付き二輪自動車（トライク型）を元に新たに開発された、車椅子のまま乗車・運転できる「車椅子専用トライク」は、障害者の利便性向上に寄与する有用な車両となり得る。

一方で、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示において、側車付二輪自動車（トライク型）は、「またがり式の座席、ハンドルバー方式のかじ取装置及び3個の車輪を備え、かつ、運転者席の側方が開放された自動車」と定められている。

しかし、本来座席のある位置に車椅子のまま乗車する「車椅子専用トライク」に、「またがり式の座席」は不要であり、また、「側方を開放」しても車椅子では側方から乗車できないだけでなく、側方が開放されていない方が転倒した際のリスクも小さい。

このような健常者のみを想定した基準は不合理であるため、これを改善し、健常者・障害者ともに自由に二輪車を運転できる環境を整え、ともに中小企業の独創的・革新的なアイデアの実用化を促すべきである。

（注）道路運送車両の保安基準の細目を定める告示 第2条四

「側車付二輪自動車」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

イ 直進状態において、同一直線上にある2個の車輪及びその側方に配置された1個（複輪を含む。）又は2個（二輪自動車の片側の側方に備えたものに限る。）の車輪（以下「側車輪」という。）を備えた自動車

ロ またがり式の座席、ハンドルバー方式のかじ取装置及び3個の車輪を備え、かつ、運転者席の側方が開放された自動車

（※）上記イをサイドカー型、ロをトライク型と呼んでいる。

（注）平成27年6月30日、規制改革ホットラインを通じ、警察庁より、「三輪自動車の保安基準を満たすことにより公道走行が可能」との回答があったが、当該企業は地元の当局より「側車付き二輪自動車を元に開発されているため、三輪自動車としては登録できない」との指摘を受けていることから、側車付き二輪自動車としての規制緩和を求めている。

（注）平成25年4月施行の「障害者総合支援法」では、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される」、「障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として（～略～）行わなければならない」と記載されている。また、平成28年4月施行の「障害者差別解消法」では、「全ての障害者が、障害者でない者と等しく（～略～）生活を保障される権利を有する」、「障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資する」と記載されている。



「車椅子専用トライク」の試作車

IV. 規制・制度改革の推進

①投資拡大・生産性向上を阻害する行政手続きについて、定量目標を定め計画的に効率化すること

【要望内容】

行政手続きの効率化（新規）

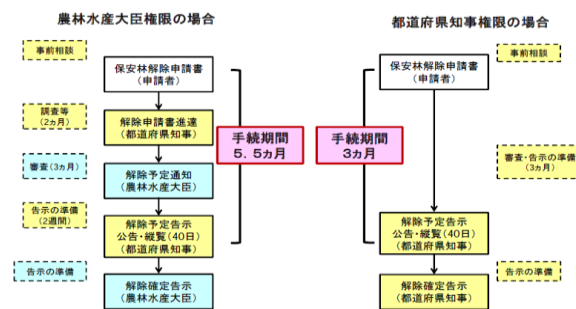
【理由】

日本の行政手続きは、いたずらに手間がかかり、国内における投資拡大・生産性向上を阻害している。思い切った定量目標を定め、計画的に行政手続きの効率化を図ることは、単に対内投資促進の観点にとどまらず、生産性の向上を進める成長戦略として極めて重要であることから、これを強力に進める必要がある。

◆企業等にとって煩雑もしくは時間がかかっている行政手続きの例

- 例 1. 公共事業の入札手続き（公告から入札までの手続きに時間がかかる。例えば一般競争入札の場合、価格競争方式で 49 日、総合評価方式（価格だけでなく技術やノウハウといった要素を含めて評価する方式）で 79 日を要する）
- 例 2. 申告先が異なる税務申告手続き（法人税の場合は税務署、事業税の場合は都道府県税事務所など）
- 例 3. 飲食店、建設業、運輸業、古物商等の営業許可手続き（申請に必要な書類の種類が多く、その作成や取り寄せに手間と時間がかかる。例えば建設業の場合、許可申請書、誓約書、管理責任者証明書など約 30 種類の書類が必要）
- 例 4. 特殊車両を通行させる場合の道路通行許可申請（経路が 2 以上の道路管理者に跨る場合で、その道路管理者が国・都道府県・政令指定都市の場合はいずれかに申請すればよいが、2 以上の道路管理者がいずれも市町村の場合は、それぞれの市町村に申請が必要）
- 例 5. 鳥獣保護区や保安林の指定や解除申請（害獣による作物被害の防止や、森林資源の有効活用をする際、手続きに手間と時間がかかる（下記参照））

<保安林の解除申請における手続期間>



※括弧書きの期間が標準処理期間（申請者による補正を含まない期間）

（平成 26 年 9 月 11 日 林野庁森林整備部治山課「保安林制度に関する提案について」より）

（注）外資系企業が日本でビジネスを行う上での阻害要因トップ 5

	2013年調査	2015年調査
1位	ビジネスコストの高さ	行政手続き・許認可等の複雑さ
2位	日本市場の特殊性	人材確保の厳しさ
3位	外国語によるコミュニケーションの厳しさ	外国語によるコミュニケーションの難しさ
4位	行政手続き・許認可等の複雑さ	日本市場の特殊性
5位	人材確保の厳しさ	ビジネスコストの高さ

（ジェトロ対日投資報告 2015「日本の投資環境に関するアンケート」より（一部事務局加工）

②許認可等の規制について、行政が定期的・自発的に見直しを行う仕組み（PDCA）を導入すること

【要望内容】

許認可等の規制について定期的、自発的に見直しを行う仕組み（PDCA）の導入（㉗）

【理由】

許認可等の規制については、制定以来手つかずで、古くなっているもの、現在の技術革新に追いついていないものなどがある。そのため、国の規制については、所管府省がその見直しを定期的かつ自発的に行う仕組み（PDCA）を設けるべきである。

（注）許認可等の総数は 14,908 件（平成 27 年 4 月 1 日現在）。

③複雑になっている特区制度等を整理・体系化し、企業・国民の利用を一層促進すること

【要望内容】

特区制度等の整理・体系化（㉘）

【理由】

規制・制度改革は、わが国の潜在成長率を引き上げ、持続的な経済成長を果たすための有力な手段である。本来、特区制度は、平成 14 年に創設された構造改革特区のように、特区における成功事例を全国展開することを原点とした制度である。その後、総合特区（平成 23 年）や国家戦略特区（平成 25 年）が創設されたほか、直近では「近未来実証特区」や「地方創生特区」が相次いで設けられた。このほか、企業実証特例制度やグレーゾーン解消制度などもあり、制度が複雑になっている。構造改革特区で全国に適用拡大されていないものもあるし、また、東京ではアジアヘッドクォーター特区と国家戦略特区の指定が重複し、わかりづらいとの声もある。

各制度の位置づけや内容をわかりやすく整理・体系化し、企業・国民の利用を一層促進するべきである。

（注）構造改革特区で認定された区域計画は、累計 1,261 件。そのうち 877 件のメニューを全国展開している。

（注）総合特区は、国際戦略総合特区として 7 区域、地域活性化総合特区として 41 区域が指定されている。

（注）国家戦略特区は、1 次指定で 6 区域、2 次指定で 3 区域、3 次指定で 1 区域が指定されている。

④地方公共団体における発生主義・複式簿記による会計制度の導入を徹底すること

【要望内容】

全ての地方公共団体における発生主義・複式簿記による会計制度の導入を徹底【総務省】 (㉗)

【理由】

地方自治体の財政健全化と行政の生産性向上のためには、発生主義・複式簿記による財務諸表は必要不可欠である。

総務省は、「今後の地方公会計の整備促進について」(平成26年5月)において、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成基準を示し、また、平成27年1月には地方自治体向けの統一した基準によるマニュアル(地方公会計マニュアル)を示しているが、未だ導入していない自治体も見られる。

総務省は平成29年度までにすべての地方自治体において作成することとしているが、この取り組みを加速化させ、全ての地方公共団体において本マニュアルによる会計制度を早期に導入・徹底することが求められる。

(注) 総務省は、「今後の地方公会計の整備促進について」(平成26年5月23日付総務大臣通知総財務第102号)のとおり、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一した基準を示したところ。

(注) 総務省は、平成27年1月23日、「統一した基準による地方公会計マニュアル」を取りまとめるとともに、総務大臣名で、「統一した基準による地方公会計の整備促進について」を発信。当該マニュアルも参考にして、統一した基準による財務書類等を原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で全ての地方公共団体において作成し、予算編成等に積極的に活用することとしている。

(注) 地方公共団体における平成25年度決算に係る財務書類の作成状況(調査日:平成27年3月31日)

(単位:団体)

区分	合計	都道府県		市区町村		
				指定都市	指定都市を除く市区町村	
作成済	1,239 (69.3%)	44 (93.6%)	1,195 (68.6%)	16 (80.0%)	1,179 (68.5%)	
基準モデル	224 (12.5%)	4 (8.5%)	220 (12.6%)	5 (25.0%)	215 (12.5%)	
総務省方式改訂モデル	989 (55.3%)	35 (74.5%)	954 (54.8%)	11 (55.0%)	943 (54.8%)	
旧総務省方式	13 (0.7%)	0 (-)	13 (0.7%)	0 (-)	13 (0.8%)	
その他のモデル	13 (0.7%)	5 (10.6%)	8 (0.5%)	0 (-)	8 (0.5%)	
作成中	436 (24.4%)	3 (6.4%)	433 (24.9%)	3 (15.0%)	430 (25.0%)	
基準モデル	48 (2.7%)	0 (-)	48 (2.8%)	1 (5.0%)	47 (2.7%)	
総務省方式改訂モデル	374 (20.9%)	3 (6.4%)	371 (21.3%)	2 (10.0%)	369 (21.4%)	
旧総務省方式	6 (0.3%)	0 (-)	6 (0.3%)	0 (-)	6 (0.3%)	
その他のモデル	8 (0.4%)	0 (-)	8 (0.5%)	0 (-)	8 (0.5%)	
作成済又は作成中	1,675 (93.7%)	47 (100%)	1,628 (93.5%)	19 (95.0%)	1,609 (93.5%)	
未着手	113 (6.3%)	0 (-)	113 (6.5%)	1 (5.0%)	112 (6.5%)	
合計	1,788 (100%)	47 (100%)	1,741 (100%)	20 (100%)	1,721 (100%)	

※「基準モデル」とは、「新地方公会計制度研究会報告書」(平成18年5月)に示された、個々の取引等について発生の都度又は期末に一括して発生主義により複式仕訳を行うとともに、固定資産台帳を整備して財務書類を作成するモデル。

※「総務省方式改訂モデル」とは、「新地方公会計制度研究会報告書」(平成18年5月)に示された、公有財産の状況や発生主義による取引情報を、個々の複式仕訳によらず、既存の決算統計情報を活用して作成するモデル。

※「旧総務省方式」とは、「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」(平成13年3月)等に示された方法で作成するもので、総務省方式改訂モデルの基礎となったモデル。

(総務省「地方公共団体における統一した基準による財務書類の作成予定」(平成27年7月7日))

IV. 「地方版規制改革会議」の設置促進

①国の関与が及ばない規制・制度改革を推進するため、「地方版規制改革会議」の設置を促進すること

【要望内容】

「地方版規制改革会議」の設置促進 (27)

【理由】

国の「規制改革会議」は企業のイノベーションや新市場の創出等に大きな成果をあげているが、地方分権の進展に伴い、地方自治体の自治事務となり、国の関与が及ばない規制・制度も多い。

国は、地方自治体による「地方版規制改革会議」の設置を推奨・支援しているが、これを加速させ、地方創生の障害となっている規制・制度を取り除く必要がある。

(注) まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）の記載内容

○地方版規制改革会議の設置

地域の実情を最も知っているのは当該地域である。地域に即した課題を発掘し継続して取り組むため、地方公共団体に地方版規制改革会議を設置することを推奨し、必要な支援を行っていくことを検討し、成案を得る。

(注) 平成 28 年 3 月末における各自治体の意向状況は以下のとおり。

ア. ぜひ設置を検討したい：9 自治体

イ. 更に詳細を確認した上で要否を検討したい：353 自治体

ウ. **設置検討の予定はない：277 自治体**

エ. その他：34 自治体

(具体的事案があれば検討したい、必要に応じ既存組織で対応、都道府県や複数市町村で設置すべき等)

(注) 徳島県は、平成 28 年 4 月中に「徳島版・規制改革会議」を設置。それに先立って 3 月 1 日から、規制改革に関する具体的な提案を県民から募集している。また茨城県では、平成 28 年 4 月 1 日、「茨城県行財政改革推進懇談会設置要綱」を改正し「規制改革部会」を設置。さらに奈良県葛城市では、平成 28 年 4 月 1 日より「葛城市規制改革相談窓口」を設置するとともに、規制等の見直しに関する意見募集を開始、5 月に「葛城市規制改革会議」の設置を予定している。

◆「地方版規制改革会議」にて検討すべき項目の例

全国商工会議所の会員等から寄せられている規制・制度改革に関する声のなかには、都道府県、市区町村の自治事務とされている規制・制度も多い。

そのため以下に、全国の地方自治体で早期設置が期待される「地方版規制改革会議」にて取り扱うべき項目を例示する。

例 1. 物流業の実態に合わせた駐車規制への見直しと駐車環境の整備

【内容】

物流業の実態に合わせた駐車規制への見直し

【理由】

中心市街地ではトラックの積み降ろし場所を確保することが難しい中で、ドライバーが放置駐車違反の取締まりを受けることが多く、交通環境と取締りの実態がかい離している。また、頻繁に違反した場合は企業が車両の使用制限の処分を受けるなど、物流業の事業継続に支障をきたしている。そのため、公設の荷さばき場を設置したり、札幌市などの事例を参考に、荷さばき車両に配慮した駐車規制に見直すことが必要である。

(注) 道路交通法第 45 条第 2 項により、貨物の積み降ろしを行う場合で運転者がその車両を離れないときや、運転者がその車両を離れても直ちに運転に戻ることができる状態にあるときは駐車禁止の例外となるが、運転者 1 名で貨物の積み降ろしをする際に違法駐車となるケースがある。また、2004 年の同法改正によって、車両の使用者義務が強化され、放置違反車両の運転者が特定できない場合には、車両の使用者に対して支払が命ぜられるようになった。

※放置駐車とは、違法駐車と認められる場合における車両であって、運転者がその車両を離れて直ちに運転することができない状態にあるもの。

※過去 6 ヶ月以内に納付命令を 3 回受けている車両は、普通車で 2 ヶ月内、大型車・中型車で 3 ヶ月の範囲内で車両への使用制限が課される。

(注) 札幌市では、地元警察署と協議し、札幌商工会議所等の協力の下、場所や時間を指定した上で荷さばきや集配作業中の普通貨物車両に対して、20 分以内の駐車を取締りの対象外としている。また、札幌商工会議所、北海道トラック協会では、違法車両と区別し、集配中であることを宣言する「荷さばきルールを守ろう宣言カード(右)」を作成し、会員に配布している。



(札幌市 HP より)

(注) 姫路市では、道路法の特例(占用許可基準の緩和)を活用し、歩道に駐輪場を設けている。



(内閣府 HP より)

例 2. 警察署長の許可を受けた訪問介護用車両の駐車禁止場所での駐車許可時間に弾力性を持たせること

【内容】

警察署長の許可を受けた訪問介護用車両の駐車禁止場所での駐車許可時間に弾力性を持たせること

【理由】

訪問看護・訪問介護等の現場において、重度の要介護者の介護は予定した時間どおりには済まないため、警察署長の許可を得た訪問介護用車両の駐車禁止場所での駐車許可時間に弾力性を持たせることが必要である。

なお、今後、介護サービスを必要とする高齢者が急増することが明らかであり、訪問介護用車両は郵便配達や医師の往診などと同様に公共性が高いため、駐車禁止の除外車両の対象とすることが望ましい。

(注) 道路交通法で、日時と場所等についてその都度警察署長の許可を得て駐車可能な「駐車許可車両」と、一定期間・エリアで駐車禁止場所に駐車可能な「駐車禁止除外車両」とがある。「駐車許可車両」である訪問介護等は、介護サービスの提供時間の延長や変更ごとに許可を申請し直す必要があるなど、多大な手間がかかっている。

(注) 現行の駐車禁止除外車両として認められているのは、郵便車、電気・ガス・水道工事者などの「公共性が高く緊急に広範かつ不特定な場所に対応する用務に使用する車両」と「身体障害者等で歩行が困難な方」が対象となっている。一方「駐車許可車両」は「冠婚葬祭」「引っ越し」「訪問看護・訪問介護等に使用中の車両」などが対象となっている。

例3. 文化財保護法における史跡等の現状変更を行いやすくすること

【内容】

文化財保護法における史跡等の現状変更を行いやすくすること

【理由】

文化財保護法における史跡等の現状変更の許可権限事務については、一部、自治体に移譲されているが、現実にはなかなか許可されなかったり、自治体との調整に多くの時間・手間がかかっている。

地域の観光資源を世界にアピールし、インバウンドを取り込むためにも、例えば、大阪城公園内の現状変更を行いやすくし、大規模な土産店、商業施設、ホテル、エンターテインメント施設などを設置することを推進していくべきである。

(注) 当所が平成25年度意見書にて提案した「特別史跡の現状変更行為の許可権限について、自治体に移譲する範囲の拡充を進めること」については、平成27年6月30日、規制改革ホットラインを通じ、文部科学省より以下の回答があった。

「(略) 基本的に、このような文化財における保存や管理、活用方法(施設の設置などの現状変更含む)の方針は、その文化財を有する地域が定めます。特別史跡大坂城跡の場合、平成25年3月、大阪市が「特別史跡大坂城跡保存管理計画」を策定しています。よって、基本的にはこの計画にのっとり、大坂城跡の保存や管理、活用が行われます。今回、例として御提案いただいた「大規模な施設」は、史跡への重大な影響を与える可能性があることから、ただちに全国的な対応となる政令改正を行うことは困難ですが、現行の施行令の制度下においても、市が「管理のための計画」を定めることにより、個々の史跡等の固有の性質に応じた権限移譲を行うことは可能となっております(文化財保護法施行令第5条第4項ヌ)ので、まずは大阪市とよく協議していただければと存じます。」

(注) 政府は、日本の国立公園を世界にアピールし、外国人を惹きつける国立公園の活用プロジェクト(ショッピング施設等を公園の付帯として認める基準を明確化する等)を今年度内に策定するとしているが、国立公園だけでは効果は限定的であるため、これを特別史跡や全国の公園にも広げるべきである。



例 4. 歴史的建築物の活用を進めるため、歴史的建築物について建築基準法の適用除外とする条例を制定すること

【内容】

歴史的建築物を建築基準法の適用除外とする条例の制定

【理由】

史跡、古民家、武家屋敷といった歴史的建築物は、観光振興による地方創生の切り札として積極的に活用していくことが望まれる。

これら歴史的建築物は建築基準法で既存不適格建築物となる場合が多いが、建築基準法では、各自治体の条例により現状変更の規制および保存のための措置が講じられている建築物で特定行政庁が指定したものは同法の適用除外とされている。各自治体にて歴史的建築物を同法の適用除外とする条例の制定を進める必要がある。

(注) わが国には、特別史跡や古民家、武家屋敷などの歴史的建造物が数多く残されており、これらを観光資源に、宿泊施設やレストラン、オフィスなどとして地域固有の魅力創造に活用していくことが重要である。しかし、これら建造物の宿泊施設としての活用や、敷地内での飲食・販売施設等の設置については、建築基準法の規制上、既存不適格建築物となる場合が多く、用途変更を行う場合は、現行基準に合わせるための改修を行った上で建築確認申請を行う必要があるだけでなく、相当の費用が必要となることや、建築物本来の味わいが失われてしまうといった問題がある。

(注) 建築基準法

(適用の除外)

第三条 この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

～略～

三 文化財保護法第百八十二条第二項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物（次号において「保存建築物」という。）であつて、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したもの

(注) 古民家等の歴史的建築物の保存活用に向け、国は、上記建築基準法第3条第1項第3号の規定の運用に関して、地方自治体が基準を定め、当該基準についてあらかじめ建築審査会の包括了承を得ることにより、別途設ける委員会等において同基準に適合することが認められた建築物は、建築審査会の同意があったものとみなすことができる制度を発足（「建築基準法第3条第1項第3号の規定の運用等について（技術的助言）」（平成26年4月1日国土交通省住宅局建築指導課長））。



京都市は平成24年4月、建築基準法の適用除外を可能とする条例を制定
(写真は条例適用第1号となった町屋(現在は龍谷大学のキャンパス))
(内閣府HPより)

例 5. 立地場所の実態に合わせ、工場緑地面積を緩和すること

【内容】

立地場所の実態に合わせた工場緑地面積の緩和

【理由】

工場立地法の緑地面積率規制に関連する事務の多くは工場やその周辺地域の実態をより把握している地方自治体としての判断が必要になるとの考えから、地方自治体の自治事務とされている。

緑地制限については、地域が国の全国一律の基準に関わらず立地場所周辺の自然環境等の実態に合わせて地域自らが定めることができる「地域準則制度」があるが、同制度を活用した緑地面積率の緩和は進んでいない。

(注) 工場立地法第4条の2の規定に基づき、都道府県（または政令市）は、「緑地面積率等について、国の準則に変えて適用する他の準則を適用することが適当である場合には、条例で、国が定めた緑地面積率等に関する準則に代えて適用すべき準則を定めることができる。」とされている。



宮崎県西都市は平成 26 年9月、「地域準則制度」を活用し、緑地面積率の緩和等を定めた条例を制定(写真は西都市内の工場)(内閣府 HP より)

例 6. 高齢者等の理・美容ニーズに応えるため「理・美容車」の許可基準を定めること（再掲（P. 3 参照））

【内容】

「理・美容車」の許可基準の設定

【理由】

理容業・美容業では、店舗とは別に、移動車両を活用したサービスの提供が認められている。しかしながら、地方自治体によって店舗型の「理・美容所」最低面積基準を、そのまま「理・美容車」にも適用しているケースがあり、都市部などの駐車スペースの狭い場所で理・美容車を駐車できず、在宅介護が必要な高齢者等からの注文に応えられないといった事態が発生している。また、その基準も、都道府県によってさまざまとなっている。国から統一的な基準を示すガイドラインが示された場合には、当該ガイドラインに基づき、各都道府県にて「理・美容車」の許可基準を定めるべきである。

例 7. 地方公共団体に発生主義・複式簿記による会計制度を導入すること (再掲 (P. 42 参照))

【内容】

地方公共団体に発生主義・複式簿記による会計制度の導入

【理由】

地方自治体の財政健全化と行政の生産性向上のためには、発生主義・複式簿記による財務諸表は必要不可欠である。

総務省は、「今後の地方公会計の整備促進について」(平成 26 年 5 月)において、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成基準を示し、また、平成 27 年 1 月には地方自治体向けの統一的な基準によるマニュアル(地方公会計マニュアル)を示しているが、未だ導入していない自治体も見られる。

総務省は平成 29 年度までにすべての地方自治体において作成することとしていることから、まだ導入していない地方公共団体においては、本マニュアルによる会計制度を早期に導入・徹底することが求められる。

【本件担当】 日本商工会議所 企画調査部

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-5-1

TEL 03-3283-7661 FAX 03-3211-5675

URL <http://www.jcci.or.jp/>